

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和4年10月

三重県人事委員会

(写)

人 委 第 1 3 1 号

令和4年10月12日

三重県議会議長 前野 和美 様

三重県知事 一見 勝之 様

三重県人事委員会

委員長 降旗 道男

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 人事管理に関する報告	2
1 人材の確保・育成	2
2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上	10
3 勤務環境の整備	12
4 非常勤職員に係る人事管理	17
第2 職員の給与に関する報告	19
I 職員の給与を決定する諸条件等	19
1 職員の給与	19
2 民間従業員の給与等の調査	19
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	20
4 物価及び生計費等	21
5 国家公務員の給与	22
II 職員の給与に関する見解	25
1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定【令和4年度実施】	25
2 世代間の給与配分を適正化するための給料表見直し【令和5年度実施】	26
3 その他の課題	28
第3 むすび	30
別紙第2 勧告	31

参 考 資 料

報 告

社会経済状況や県民ニーズが変化する中、県政の諸課題に対応し、質の高い行政サービスを提供するため、行政を支える公務組織は能率的で活力のある組織であり続ける必要があります。また、2年半を超える新型コロナウイルス感染症対策において、引き続き県民から行政に対して迅速かつ的確な対応が求められており、県職員の担う役割は一層大きくなっています。

とりわけ人事行政は、あらゆる行政課題の解決や行政サービスの質の向上を図る上で根幹となるものであり、様々な課題に対し、的確な時代認識のもと、適切に運用していくことが極めて大切です。

その方策として、多様な有為の人材を行政の担い手として継続的に確保し、計画的に育成を行うとともに、能力の実証による任用、職務・職責に応じた給与制度等が重要です。また、DX^(※)の推進による業務の効率化や、在宅勤務、オンライン会議等勤務環境の変化を働き方改革等への取組へつなげることが大切です。

能力や経験等を十分に発揮できる職場環境が、公務全体のパフォーマンスを向上させるとともに公務の魅力となり、さらに有為な人材を公務にひきつけるという好循環を生み出すことが期待されます。

また、任命権者においては、引き続き任用、給与、働き方等の人事行政が人件費に与える影響についても注視し、適切な対応を講じていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

※ DX : Digital Transformation の略。進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。

第1 人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

公務員の人材確保の状況は、厳しさが増えています。民間企業の採用意欲は回復に向かっており、公務員の採用は、受験者が競合する採用試験間での人材獲得競争がますます激しくなっています。このような状況下で、本県は規範意識を持ち、自ら考え、新たな取組に果敢に挑戦する意欲のある人材を確保しなければなりません。

しかし、採用については、県職員採用候補者A試験の申込者数に回復の兆しがみられず、教育職員及び警察官も同様です（図1～図3参照）。特に県職員採用候補者A試験の採用予定数は、行政をはじめとした職種において、多数の定年退職が見込まれることから高水準で推移しており、それに見合う受験者数を確保できていない状況です。令和4年度県職員採用候補者A試験の競争倍率は、昨年度に引き続き過去最低の2.7倍となり、特に総合土木は2年連続で最終合格者数が採用予定数に満たないなど、苦慮する状況が続いています。令和2年度の申込者数は全体で649人でしたが、10年前（1,331人）の約半数に落ち込んでおり、同時期の本県の若者人口（15歳～29歳をいいます。）の減少率が約10%^(※)であるのに対して、大幅な減少となっています。また、職種によっては第1次試験の受験率が低調で、中には50%を切った職種があります。

行政課題に安定して対応するため、採用数は、長期的視点に立ち、職員の年齢構成や退職者数の変動を考慮しながら、その規模が適切な水準で推移することが望まれます。その上で、採用試験の実施方法の検討をはじめとして、採用試験以外の方策も含めて人材確保策の調査・研究を行い、任命権者とともによりよい対策を模索していく必要があります。また、令和4年度から県職員採用候補者A試験の技術職の一部において、従来の方法による試験に加え、教養試験の代わりに、民間企業で導入事例があるSPI3（基礎能力試験）を課す試験を新たに導入しましたが、この結果も踏まえて、今後の試験の在り方を検討します。

一方、人材確保のためには、採用試験に合格した人材が実際に採用され、組織に定着することも重要です。例年、国家公務員や他の地方公共団体への就職

等のため、採用を辞退する人がいます。また、転職市場の活性化が報じられたり、令和4年8月の人事院報告において国家公務員の若年層職員の退職の増加傾向について触れられたりしていますが、本県の若年層職員にも無関係とはいえません。人材の採用・定着につなげるためには、受験者や若年層職員に対し、自らの数年先の姿や将来的なキャリアを見据えることができるような情報を提供することが必要です。

さらに、本県職員の魅力を、実例をもとに説得力を持って伝えることで採用数を確保し、採用された職員が組織に定着するためには、職員が自らの業務の県政における役割を理解し、やりがいをもっていきいきと職務遂行できる勤務環境を整備することが急務です。人事院が令和3年度に実施した、「本年度就職活動を終えた学生を対象とする意識調査」においては、職業として国家公務員を選ばなかった人が、その主な理由として、業務内容の魅力や勤務時間などの職務環境に対する不安に関する項目を挙げたという結果が出ています。これは本県を含む地方公務員についても参考になる情報です。

採用活動については、Web・対面双方の利点を生かし、時間帯や規模を工夫した説明会等を開催したり、ホームページ及びSNSを活用したりしながら、公務員志望者だけでなく、公務員をめざしていない層に対しても、本県職員の魅力を伝え、受験意欲につながる方策を検討します。

今後、業務が多様化し、専門的になるに従い、民間人材の知見を取り入れる必要が生じることが想定されます。また、これにより、組織に新しい考え方を取り込む効果が期待できます。民間人材の採用については、公正性を確保した上で、採用方法や採用後のキャリア形成について、どのような形が適切であるか、任命権者とともに検討します。

※ 平成22年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）第3-2表及び令和2年国勢調査人口等基本集計（総務省統計局）第2-1表から算出。

図1：県職員採用候補者A試験 採用予定数及び申込者数の推移

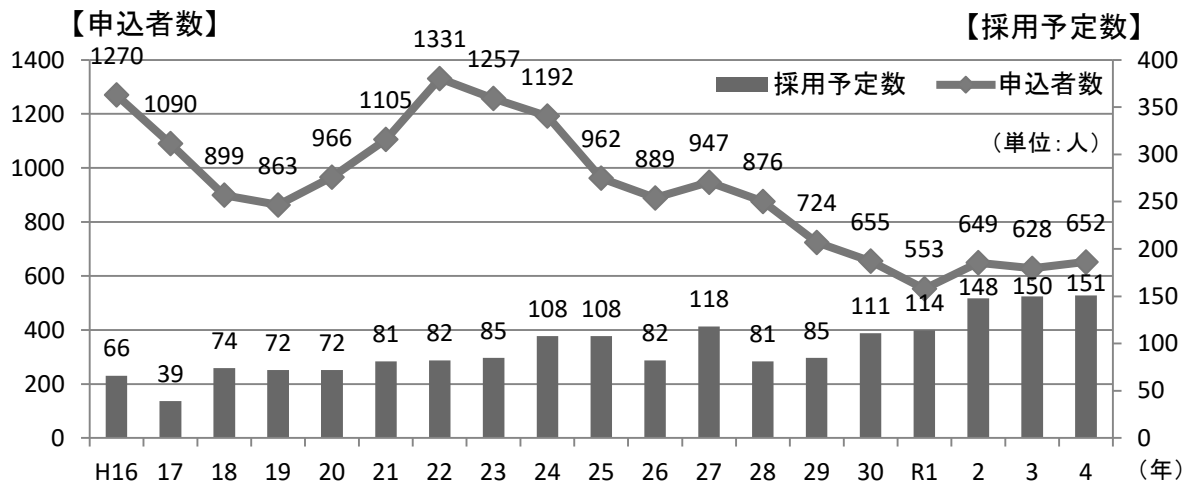


図2：教員採用選考試験 採用予定数及び申込者数の推移

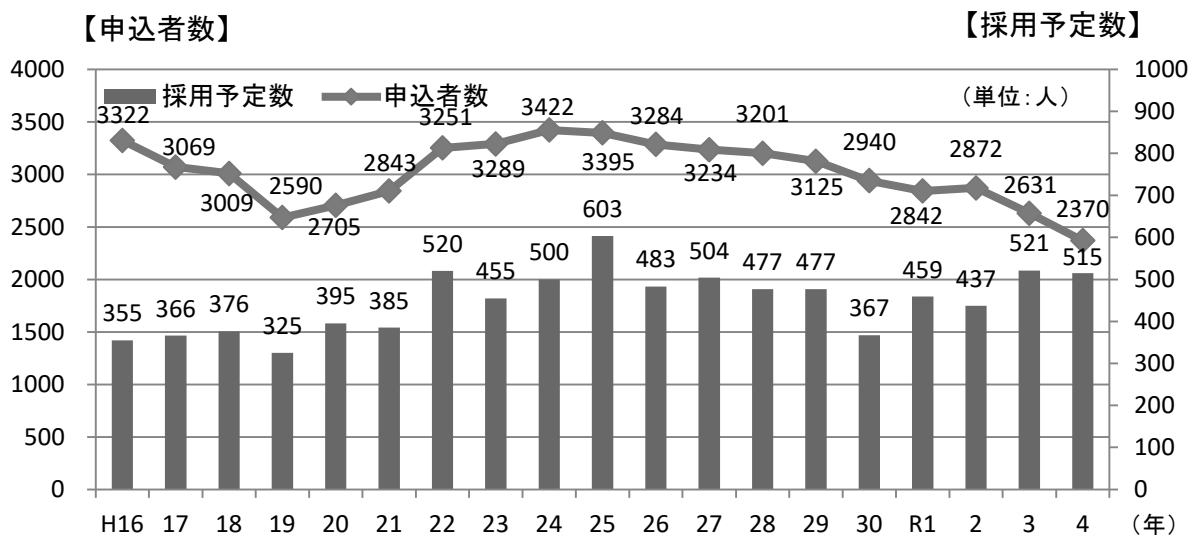
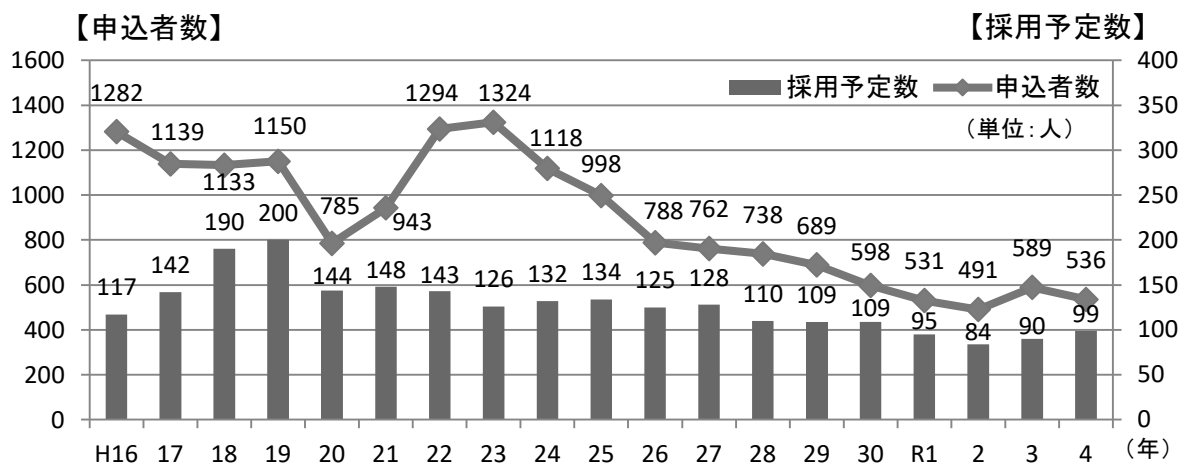


図3：警察官採用候補者試験 採用予定数及び申込者数の推移



(2) 人材の育成・活用

ア 人材の育成

複雑化・多様化する行政課題に的確に対応していくためには、長期的かつ総合的な視点を持って、限られた人材を最大限に活用しながら、組織全体として人材の育成に取り組む必要があります。

知事部局においては、「時代の変化に的確に対応できる多様な人材」と「挑戦する風土・学習する組織」に向けた人づくりをテーマとした「三重県職員人づくり基本方針」のもと、職員一人ひとりが能力の向上を図り、未来を切り開くための取組に積極果敢に挑戦する人材の育成を進めています。

「三重県職員人づくり基本方針」では、OJT^(※1)を人材育成の最も重要な柱と位置づけ、職場全体でOJTに取り組む仕組みを充実させるとともに、上司・部下間のみならず、先輩・後輩間のOJTの活性化に取り組むことを求めています。

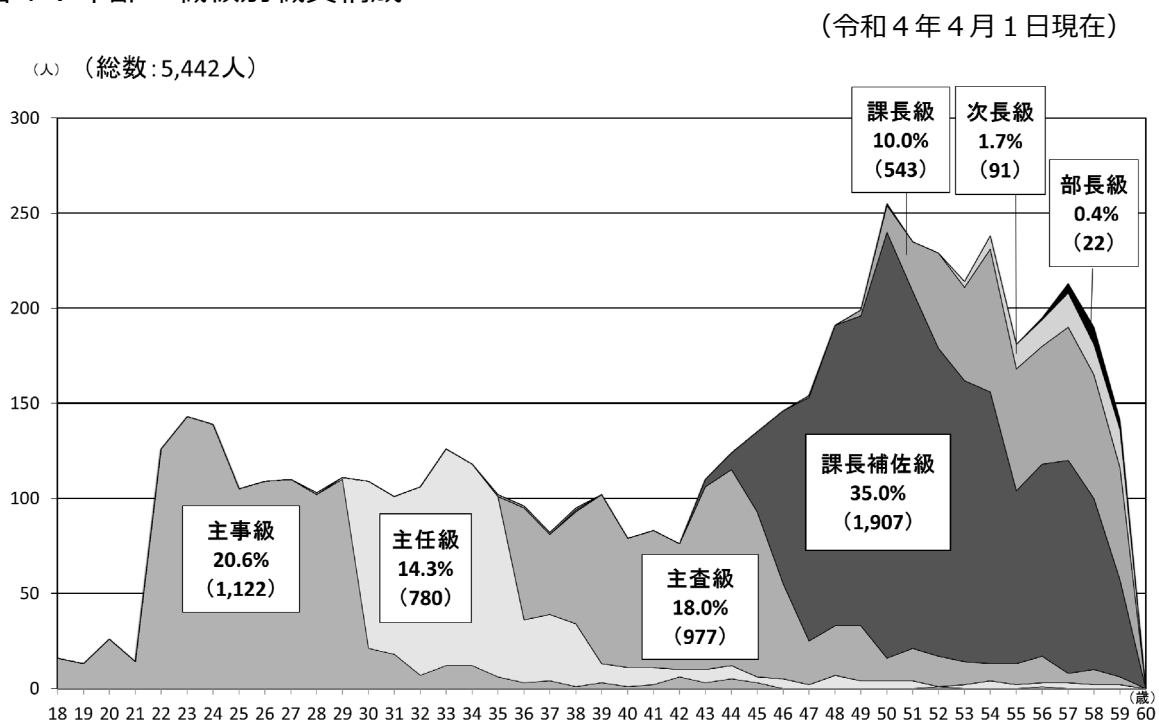
また、職員の価値観や働き方の多様化が進む中で、改めて職場の果たす役割の大きさを認識する必要があります。心理的安全性^(※2)が確保された職場でなければ、人材育成は進みません。働きやすく成果の出る職場づくりを進めるため、管理職員が中心となり、職員一人ひとりが「対話」や「支え合い」を意識し、職場内でのコミュニケーションを活性化させることが重要です。

若手・中堅職員にあっては、図4にあるように、今後十数年の間には、職員構成の多数を占める概ね50歳以上の高齢層の職員が退職を迎え、これらの職員が現在担っている職務を少数である自身の世代で担わなければならないことや、現在よりも早期にマネジメント層に登用される可能性があることを強く認識する必要があります。若い時から自身の能力向上の必要性について主体的に考え、現状にとらわれず新たな事柄に挑戦し、自ら目標とするキャリア形成のために必要な能力や経験をどのように積んでいくべきかといった道筋を構築して、意欲的に学んでいくことが重要です。

また、「挑戦する風土・学習する組織」に向けた職場風土を創りあげていくためには、管理職員の役割も重要です。職場において「挑戦しよう、学んでいこう」という環境や雰囲気醸成するためには、平素からコミュニケー

シジョンを十分に図り、適切なマネジメントを行うことで、職員が新たな事柄に挑戦したり、学んだりするための時間を確保することや、職員一人ひとりが必要とする能力の把握に、管理職員がリーダーシップを発揮していくことが不可欠です。職員が、業務効率化や行政サービス向上等を図るため、新たな取組への意欲を示した際には、管理職員はその意欲を尊重し、職員自身が、やりがいを持って業務に取り組み、成長を実感することができるよう、組織として支援することが重要です。

図4：年齢・職級別職員構成



(注)「令和4年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、県立学校、市町立学校、警察の行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。

地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年4月から職員の定年年齢が段階的に65歳に引き上げられることとなりました。高齢層の職員は、若手職員を支えながら、今まで培ってきた知識や技術を継承していくことはもちろんですが、自ら担当職員として様々な分野で活躍できるよう、自身の60歳以降の働き方を見据えて、ポータブルスキル^(※3)を高めていかなければならないという当事者意識を持つことが重要です。

また、高齢層の職員に対し、定年前の早い段階において、研修や説明会等を実施し、定年の引上げに係る制度の理解促進を図り、60歳を超える職員に

求められる役割等を伝達し、今後の働き方やキャリアを考える機会を提供することで、60歳以降における勤労意欲の維持につなげる必要があります。

管理職員は、60歳を超える職員の能力や意欲の把握、期待する役割の伝達等を、面談を通じて行い、個々の働きに対して評価し、職員が組織への貢献度を実感できるようしっかりとフィードバックすることが重要です。期待される役割を本人に理解してもらい、様々なキャリアステージにおける活躍によって、何歳になっても組織に貢献できるということが、仕事へのやりがいを高め、貢献意欲を向上させることにつながります。

本県では、職員のDXやデジタル技術への理解を深め、業務や施策の様々な課題に対して、デジタル技術を活用して、最適な解決策を提案し、組織内でDX推進を牽引していく人材の育成に取り組んでいます。デジタル技術が加速度的に発展する中、これらの取組をさらに推進していくためには、職員一人ひとりがDXを自身の取り組むべき課題としてとらえ、意識変革を行う当事者であると認識することが不可欠です。変化を恐れず、好奇心を持って、まずは自身の業務内の小さなことから「やってみる」という意識が重要です。

今後、デジタル技術の利活用により、職員は企画立案業務や県民への直接的なサービスの提供など、職員でなければできないような、より付加価値の高い業務に注力することになります。切迫感を持って、時代の変化に適応するために必要とされる知識やスキルを学び直すことが求められます。

教育委員会においては、経験年数に応じた各段階で教育職員として求められる資質を明示した「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（平成30年3月策定。以下「指標」といいます。）について、令和5年3月を目途に見直しを行っています。これは、文部科学省が、令和4年8月31日に「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」を改正したことによるものです。教育課題の複雑化・多様化に対応するため、教育職員一人ひとりの資質の向上と高い専門性を養う必要があることから、教職生活全体を俯瞰しつつ、計画的・効果的に資質の向上に努めることができる指標とする必要があります。今後も多くの教育職員の退職が見込まれる中、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎながら、若手・中堅教育職員が中心となって、学校経営、授業力向上、教育相談の体制づくりの推

進に取り組んでいけるよう育成していくことが必要です。

警察においては、警察学校その他の教養訓練施設における各種研修等を通じた人材育成を図っています。また、女性職員に対するキャリア形成支援として、目標とすべき姿を示し、仕事に対する意欲の維持と昇任意欲の向上を目的とする研修を開催したり、若手・新規採用職員に対して先輩職員がキャリア形成上の課題や悩みの解決を支援する制度を導入したりしていますが、引き続きすべての職員が活躍できるような組織力の向上に取り組むことが求められます。

※1 OJT：On-the-Job Trainingの略。

職場での実践を通じて業務知識を身に付ける育成手法。

※2 心理的安全性：職場の職員が誰に対しても恐怖や不安を感じることなく、安心して発言・行動できる状態。

※3 ポータブルスキル：業種や職種が変わっても通用する「持ち出し可能な能力」。

イ 能力や適性に基づいた人材の活用

知事部局では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といいます。)に基づく「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」の前期計画で令和2年4月1日時点での管理職に占める女性職員の割合(以下「割合」といいます。)を10.0%としていたところ、結果は11.0%となり、目標を達成しました。後期計画では令和7年4月1日時点での目標を16.0%としており、令和4年4月1日時点で13.6%となっています。

教育委員会では、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進アクションプラン」で令和2年5月1日時点での割合を20.0%として目標設定したところ、結果は22.3%となり、目標を達成しました。令和3年3月に策定した「女性活躍推進アクションプラン(第二期)」においては、令和7年5月1日時点での割合を30.0%として目標設定しており、令和4年5月1日時点で26.5%となっています。

警察においても、女性活躍推進法に基づく「三重県警察における次世代育成支援と女性活躍推進のための取組計画」を策定し、これまで女性が配置さ

れたことのなかった幹部ポストに女性職員を登用しました。

このように、知事部局・教育委員会・警察で事情は異なりますが、さらなる女性職員の登用拡大に向けては、性別や家庭の事情等に係る思い込みにとらわれずに人事配置や人材育成等を行うことが必要です。

育児休業の取得率については、教育委員会と警察については、依然として男女間で大きな開き（令和3年度男性職員の取得率：教育委員会13.1%、警察7.8%）が続いていますが、知事部局においては、令和3年度については、女性職員の100%に対して、男性職員も77.7%と、8割に迫る取得率となりました。地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」といいます。）の一部改正によって令和4年10月から、子の出生後8週間以内に2回まで育児休業の取得ができるようになったことで、男性職員が育児休業を取得する機会や期間が増え、育児への参加を一層促す追い風となっています。男性職員が家庭参画により多様な経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成等を通じ職務における視野が広がるなど、自身のキャリア形成にも有用であることに加えて、職場の働き方の見直しにもつながることから、積極的に推進することが必要です。

また、今回の育児休業法の一部改正において、子が3歳に達するまでに取得可能な育児休業が1回から2回に分割できることになったことにより、柔軟な育児休業の取得が可能となりました。育児等の事情により業務の制限が必要な期間にあっても、今後のキャリアデザインを柔軟に描き、仕事へのモチベーションを高めながら業務に取り組むことができる職場環境が求められています。

さらに、各職員の「ライフ」と「ワーク」の充実に向け、所属長を中心とした職場内のコミュニケーションの活発化による相互理解を深め、お互いに支援しあう職場づくりを進めることが必要です。そのためには引き続き、在宅勤務や早出遅出勤務等も活用し、育児等と仕事の両立を可能とする環境のもと、能力や適性に基づいた人事配置や事務分掌を行う働き方改革によって、多様な人材の活用に取り組むことが重要です。

(3) 不祥事及び不適切事務の防止に向けた取組の徹底

職員には、公務の内外にかかわらず、自らが県民の信託を受けて公務を遂行している公務員であることを自覚し、高い倫理観を持って行動することが求められます。しかし、本年も一部の職員による非違行為が発生しており、県民の公務や職員に対する信頼を損なう事態が生じています。すべての職員が、自身の行動が県全体、職員全体への信頼に大きく影響を与えることを強く意識することが必要です。また、不適切な事務処理も発生していることから、再発防止のためにその原因を詳細に検証し、具体的な対策を講じることが必要です。

県民との信頼関係は県政運営の基本であることから、職員の非違行為に対しては、懲戒処分も含め厳正に対処するとともに、県民からの信頼回復に向けて職員個人の不断の資質向上と、職員が意欲的に仕事に取り組むことのできる環境づくりの推進が必要です。

適正な業務執行を確保するために導入された内部統制制度は、業務に組み込まれ、組織内のすべての職員によって遂行される事で有効に機能するものと考えられます。職員一人ひとりが、業務を進める上で想定される不適切な事務処理を含むリスクを日常的に意識し、対応がとられている状態となるように制度の浸透に努めるとともに、より効率的に制度を運用できるよう、検討していくことが必要です。

2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

(1) 適切な人事評価に基づく人事管理

本委員会は昨年の報告で、人事評価制度を効果的に運用するためには、所属長と職員が対話により相互理解を重ね、ストレッチゴール^(※)の設定等により、職員の成長につなげることが大切であり、人事評価が公平かつ客観的に行われることが必要と指摘しました。

知事部局においては、それを踏まえ、令和4年1月及び8月には、改めて「県職員育成支援のための人事評価制度」に係る総務部長通知が出され、適正な目標設定、評価段階の判断基準の明確化等について、評価制度の趣旨が周知徹底されました。

評価者である所属長に対しては、人事評価制度がめざすものの本質を理解し

正しい運用のための基本理念を学ぶため、新任所属長研修が早期に行われています。人事評価制度が正しく運用されるよう、引き続き徹底を図っていくことが必要です。

偏りのない評価を実現するため、公平性や客観性が重要であることは、教育委員会、警察においても同様です。加えて、教育委員会、警察では、昇任試験による評価・登用が実施されています。昇任試験、人事評価ともに公正な運用を行うことで、有為な人材の育成・登用を図り、公務能率の最大化へとつなげることが必要です。

また、国や他の都道府県の制度も参考に本県の実情を踏まえつつ、高い能力・実績のある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう、評価制度を適切に運用していく必要があります。

各任命権者においては、職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなどを把握しながら、下位の評語も含め各評語の水準に応じた適正な評価をすることにより、適切に人事管理を進める必要があります。本委員会としても、勤務成績が不良な職員に対して、人事評価等の能力の実証に基づき、降任・免職等の分限処分も含めた厳正な対処を行うことが必要であると以前から言及しているところです。

能力・実績に基づく人事管理、強み・弱みを踏まえた人材育成や活用等を通して、「職員全体の意欲・能力の向上」と「職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成」による「組織力の向上」を一層進めていく必要があります。

※ ストレッチゴール【stretch goal】：個人や組織において、手を伸ばすだけでは届かず、背伸びをして手を伸ばさないとつかめないような難度の目標。

(2) 60歳を超える職員の活用による組織力の向上

定年の引上げに伴い、今後は60歳を超えて働く職員の数が増加していくことが見込まれます。60歳を超える職員には、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応するために、その豊富な知識、技術、経験等を最大限活用するとともに、次の世代にその知識・経験等を継承することによって組織力向上につなげる役割を期待されていることを、職員自身も理解して業務にあたることが求められます。

定年引上げにかかる制度の趣旨や60歳を超える職員に期待される役割等について丁寧に説明し、役職定年制により管理職員から降任した職員、役職定年者以外の60歳を超える職員、再任用職員、60歳未満の職員がモチベーションを維持し、互いに好影響を与えながら職務を遂行していく職場をめざすことにより、組織力を向上していく必要があります。

(3) DXの推進による組織力の向上

限られた人員で質の高い行政サービスを将来にわたり効果的・効率的に提供していくためには、単に職員のスキルアップに頼るだけではなく、組織全体で業務の効率化に取り組むことが必要です。デジタル技術を活用した業務プロセスの改革や、ペーパーレス会議・オンライン会議の実施等のデジタルコミュニケーションの推進は、業務の効率化や生産性の向上につながります。

DXを推進することは、様々な行政課題に柔軟に取り組むことができる組織の実現につながるという共通の認識を持ち、取組を行っていくことが重要です。

3 勤務環境の整備

(1) 知事部局等における労務管理の推進

平成31年度からの時間外勤務命令の上限等に係る制度導入に伴い、他律的業務の比重の高い所属は、月45時間・年360時間の制限を超える時間外勤務を例外的に認める指定が行われているところですが、令和4年3月時点で約54%の所属が他律的所属に指定されています。引き続き事業の見直し、業務の効率化に取り組むとともに適切な検証を行い、他律的所属の指定を必要最小限とする必要があります。

新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、特例業務^(※1)として、やむを得ず各所属の時間外制限を超える時間外勤務命令を行うことができるものの、過重労働による健康被害を防止するための措置の徹底が必要です。

時間外勤務をできるだけ発生させないよう、全庁をあげて部局を超えた応援体制が構築されていますが、緊急性のある業務や高い専門性を要する業務については、医療職等特定の職員に負荷がかかっており、月100時間超の時間外勤務者が発生している状態が続いています。このため、業務の一部を外部に委託

し、人員についても、新型コロナウイルス感染症対策本部や保健所の増員、外部人材の派遣の受け入れ、会計年度任用職員の採用等の対応がとられました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら、より果敢に県庁全体の業務の見直しを行い、柔軟かつ迅速に適切な人員配置を行うことが必要です。

また、緊張感の伴う業務遂行により心身に大きな負担が懸念されることから、メンタルヘルスケアなど適切な健康対策を行うことが重要です。特に、月80時間を超えて時間外勤務を行う職員の健康管理は喫緊の課題であり、所属長による健康管理のもとで、確実に医師の面談を受けさせ、心身の不調について相談しやすい環境を整える対策が不可欠です。

そのためには、所属長をはじめとする管理職員が、昨年度実施した「3つの『あと10%』活動」^(※2)も踏まえて、職員の健康を守るという強い意思のもと、いつもと違う様子に早く気づき、声をかけて話を聴くなどのきめ細やかな配慮を行い、業務の平準化や削減、行政のDXの推進やプロセスの見直しなどによる負担軽減も含め、職員の職場環境の改善に取り組むことで、職員のWell-being^(※3)を実現することが必要です。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、再び同じような状況が発生した場合、職員の健康を確保し、良好な勤務環境をどのように構築するのか事前に検討しておくことが求められます。

- ※1 特例業務：大規模災害への対応等の重要な業務であって、県民の生命・健康に重大な被害を与える恐れがあるなど特に緊急に処理することを要する業務。
- ※2 3つの「あと10%」活動：労使協働による、所属長との対話・ベテラン職員の声かけ・部局長による業務の廃止・見直し取組を「あと10%」行う活動。
- ※3 Well-being：幸福。肉体、精神、社会的に満たされた状態。

(2) 学校現場における労務管理の推進

近年、教育職員の長時間に及ぶ深刻な業務の実態が明らかになっており、効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。

国の「教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針」等に基づく、令和2

年度から施行されている「三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」等及び働き方改革の考え方を踏まえ、労務管理を行う管理職員だけでなく、教育職員一人ひとりにおいても、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が原則月45時間、年360時間の範囲となるよう、時間管理に対する意識をより高めていくことが重要です。また、在校等時間については、一人一台パソコンに追加されたタイムカード機能やアラート機能を利用することで客観的かつ効率的な把握に努めていますが、校長及び県や市町の教育委員会、教育職員の健康確保の観点から強いリーダーシップを持って業務量の適切な管理を行い、在校等時間の縮減に向けた取組を進める必要があります。

令和3年度において、在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が、月45時間を超える教育職員の人数は、これまで継続してきた学校における働き方改革の取組により、コロナ禍前の令和元年度との比較では、40%以上減少しているものの、解消されるまでには至っていません。

令和4年度も引き続き、県及び市町と学校が一体となって総勤務時間縮減に係る目標の設定と統一した3項目（定時退校日の設定、部活動休養日の設定、会議時間の短縮）に取り組むほか、地域人材の活用として、教材の準備・印刷等の業務補助を行うスクール・サポート・スタッフが令和3年度以降すべての公立学校に配置されています。加えて、専門人材の活用として、部活動指導や引率が可能な部活動指導員が昨年度から32名増員して配置されており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^(※1)の配置時間も拡充されました。

ズレ勤務^(※2)や、4週間単位の変形労働時間制といったいわゆる勤務時間の弾力化は、業務に応じて労働時間の配分等を行うことによって総勤務時間の縮減及び教職員の労働安全衛生の確保を図るものとして有効な方策であることから、引き続き制度を適切に活用することが必要です。

令和4年4月1日からは、一年単位の変形労働時間制が活用できるようになりました。長期休業期間等において休日を中心して確保することなど、学校における働き方改革を総合的に進める一つの選択肢として重要です。

その他、学校及び教育職員が担う業務の見直しや、オンライン会議や校務支援システム^(※3)などのICTを活用した業務の効率化が求められています。

また、令和5年度以降の中学校における休日の部活動の段階的な地域移行を見据えて、県や市町の教育委員会により、受け皿となる地域スポーツ団体等の把握が進められています。部活動に参加したい子ども達の希望が叶えられ、教育職員の負担を軽減できるように、すべての関係者が協力・連携し取組を推進していくことが重要です。

三重県における教職員の精神疾患による休職者数の割合は、全国平均を下回っているものの、毎年一定数の教職員がメンタルヘルスの不調により休職する状況が続いています。教職員への対策として、不調を感じた際に臨床心理士に相談ができる「メンタルヘルスカウンセリング」や、管理職員が不調者の早期対応や復職にあたっての職場の支援等について専門医に相談できる「メンタルヘルスカンファレンス」が実施されています。令和4年度からは、「メンタルヘルスコンシェルジュ」として、県立学校の管理職員を対象に、支援が必要な場合に利用できる事業や制度等を保健師に相談できる窓口が開設されました。臨床心理士や精神科医等の専門家からの助言も踏まえ、引き続きメンタルヘルス対策がより効果的な取組になるよう進めていく必要があります。

- ※1 スクールソーシャルワーカー：社会福祉等の専門的な知識・技術による支援や福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用し、問題行動等の未然防止、早期解決につなげる専門人材。
- ※2 ズレ勤務：1日の勤務時間は変えず、職場の勤務体制を複数に分割し、各々の勤務時間帯をずらす制度。
- ※3 校務支援システム：成績や出欠がデータで一元的に管理され、通知表や調査書、指導要録に反映されるシステム。

(3) 警察における労務管理の推進

知事部局と同様、警察の職場においても、平成31年度から時間外勤務命令の上限等に係る制度が導入され、勤務の特殊性からすべての警察署をはじめ多くの所属が他律的所属となっています。月80時間を超えて時間外勤務を行った職員等を対象に、過重労働による健康管理医の面接指導を実施していますが、職員が希望しなかった場合でも、保健師が電話等による体調等の聞き取りを行うとともに、職員と日常的に接する管理職員を中心とするラインケアが手厚く行われており、健康リスクの早期発見・早期対応につなげています。

とりわけ職員のメンタルヘルスについては、平成27年度に採用した臨床心理士が、メンタル不調による休業を予防する段階、復職段階、再発防止段階の3段階において、継続的に早期の支援と介入を行う地道な取組を行ってきました。その結果、復職件数が増加傾向にあるなど、取組が成果をあげつつあります。

管理職員は職員の心身の不調にいち早く気づき、早期に対応につなげることが重要であることから、引き続きラインケア研修等で意識啓発を行っていくことが必要です。

令和3年度から休暇申請承認システムが導入されたところですが、令和4年度にはDX推進の一環として、勤務管理システムの導入を進めており、管理職員の働きやすい職場環境に向けた適切なマネジメントや、労務管理担当職員の事務の負担軽減につながることを期待されます。今後も業務の効率化を図るなど、職員が能力を最大限発揮できるように勤務環境を一層整備していくことが重要です。

(4) 柔軟かつ多様な働き方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした在宅勤務制度の運用が令和2年3月に開始されましたが、令和2年5月には働き方改革を進める観点での制度に改正され、在宅勤務を希望するすべての職員が実施できるようになりました。令和3年度の調査では、約8割の所属が在宅勤務を実施したと回答しており、柔軟な働き方として定着しはじめています。引き続き、職員が在宅勤務を利用しやすい環境を整備していく必要があります。

障がいのある職員については、令和2年4月に策定された「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある職員を中心に構成された三重県職員障がい者活躍推進チームを設置し、アンケートや人事担当者との意見交換等の継続した取組を行っているところですが、今後も障がいのある職員が個性や能力を発揮し、いきいきと働くことができる職場環境づくりを進めていく必要があります。

仕事と生活を両立するためには、育児や介護等の様々な事情を抱える職員が働きやすい職場環境づくりへの取組が必要です。育児休業については、令和4年5月に妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、育児休業法が一部改正されました。本県においても育児休業の取得回数制限の緩和等の措置が取

られたところですが、より多くの職員が利用しやすい職場環境をつくっていくことが重要です。

柔軟かつ多様な働き方の実現に向けては、制度だけでなく、誰もが働きやすい職場環境をつくるという共通の認識を持ち、管理職員をはじめとした職員一人ひとりが柔軟な働き方を積極的に実践していくことが重要です。

(5) ハラスメントのない職場環境づくり

職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心身の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で重要な課題であることから、当事者間の個人的な問題として片付けるのではなく、職場全体で対応すべき問題として捉えることが必要です。

ひとくちにハラスメントと言っても、セクシャルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）のほか、マタニティハラスメント（マタハラ）、性的指向・性自認に関連したハラスメント（SOGIハラ）^(※) など、様々なハラスメントに名称が付され、取り上げられるようになっていきます。ハラスメントの概念は常に一定ではなく、社会情勢や認識の変化等で、それまで問題ないと思っていた行為が、ハラスメントに該当することがあり得ることを職員一人ひとりが理解し、常に認識をアップデートできるように職員研修等を行い、それぞれのハラスメントごとに異なる性質と問題点を的確に捉えて対応することが求められます。

※ 性的指向・性自認に関連したハラスメント（SOGIハラ）：性的指向や性自認に関連した、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。性的指向や性自認を理由とした、職場での強制異動・採用拒否や解雇など差別を受けて社会生活上の不利益が生じること。

4 非常勤職員に係る人事管理

令和2年4月に創設された会計年度任用職員制度が3年目となりました。今後も制度を適切に運用することが必要です。なお、会計年度任用職員を公募によらずに再度任用する場合は、連続2回を限度とするよう努めることとしていることから、今年度末には多くの所属において公募による選考が行われる事が予想されます。必要な情報を適切に提供するなど、現在任用されている会計年度任用職員

に不利益や過度の不安が生じないように留意する必要があります。

会計年度任用職員をはじめとする非常勤職員は、複雑化・多様化する地方行政サービスの重要な担い手であり、各職員においてもその職責を自覚した業務遂行が求められています。

本年10月には、常勤職員と同様に、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置として、非常勤職員の育児休業に関して取得回数制限緩和等の改正が行われたところですが、今後も非常勤職員一人ひとりが、高い意欲を持って能力を十分に発揮して勤務できるよう、引き続き働きやすい勤務環境整備に取り組んでいく必要があります。

第2 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

1 職員の給与

本委員会が実施した「令和4年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教育職員等を含めた再任用職員を除く職員の数は、19,436人でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等9種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、395,679円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている者は、4,947人であり、その平均給与月額は、377,939円（平均年齢43.4歳）でした。

なお、昨年度まで実施された職員に対する知事等の給与の特例に関する条例による給与の減額支給措置は終了し、本年4月1日以降、職員の本来の給与水準を回復しています。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施しました。

昨年に引続き新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外することとし、県内754の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した159事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22職種6,221人）に対して、本年4月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について、

調査員に感染予防対策を徹底した上での訪問等により実施しました。

併せて、研究員等（32 職種 169 人）についても、同様の調査を行いました。

（2）調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 57.6%（昨年 55.5%）、ベースアップを実施した事業所の割合は 32.5%（同 18.0%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 9.9%（同 25.8%）であり、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年比に 14.5%増加していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 89.4%（昨年 92.6%）であり、昨年比に 3.2%減少していました。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 17 表、第 18 表 参照）

イ 初任給の状況

新規学卒者の初任給は、大学卒で 208,314 円、短大卒で 187,906 円、高校卒で 170,524 円となっていました。また、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は企業全体で採用した場合を含めて、大学卒で 60.6%（昨年 61.7%）、高校卒で 52.7%（同 53.7%）となっており、そのうち大学卒で 49.0%（同 29.9%）、高校卒で 55.2%（同 26.8%）の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 51.0%（昨年 70.1%）、高校卒で 44.8%（同 73.2%）でした。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 12 表、第 14 表 参照）

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

（1）月例給

「令和 4 年人事統計調査」及び「令和 4 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応する

と認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った上で、その公民給与の較差（以下「公民較差」といいます。）を算出しました。

その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均409円（0.11%）下回っていました。

公 民 較 差

区 分	金 額 等
民間従業員の給与 (A)	384,036円
職員の給与 (B)	383,627円
公民較差 (A)-(B)	409円 (0.11%)

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者 4,947 人（再任用職員を除く。）から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた 4,797 人です。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.11月分下回っていました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照)

4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数（総務省統計局）は、昨年同月に比べると全国で2.5%、津市で2.2%上昇していました。

「家計調査」（総務省統計局）によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で昨年同月比名目1.6%、津市で同5.5%の増加となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ179,370円、195,890円及び212,380円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査（パートタイム労働者を含む。事業所規模 30 人以上）」（県統計課）によると、本年 4 月の「きまって支給する給与」は、前年比で 1.4%減少していました。

本年 4 月の有効求人倍率は、三重県で 1.41 倍（昨年同月 1.13 倍）（三重労働局）、全国で 1.23 倍（同 1.09 倍）（厚生労働省）となっており、また本年 4～6 月期の完全失業率（モデル推計値、総務省統計局）は、三重県で 2.0%（昨年同期 2.0%）、全国で 2.7%（同 3.0%）となっていました。

参考資料	Ⅲ 生計費関係資料	参照
	Ⅳ 労働経済関係資料	

5 国家公務員の給与

（1）人事院勧告

人事院は、本年 8 月 8 日に国会及び内閣に対し一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

ア 民間給与との比較に基づく給与改定等

（ア）民間給与との比較

- ・月例給：民間給与との較差 921 円（0.23%）
- ・特別給：民間の支給割合 4.41 月（公務の支給月数 4.30 月）

（イ）給与改定の内容

【月例給】

- ・俸給表：行政職俸給表（一）は民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を 3,000 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 4,000 円引上げ。これを踏まえ、20 歳台半ばまでの職員に重点を置き、30 歳台半ばまでの職員の在職する号俸について改定（平均改定率 0.3%）

その他の俸給表は行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定
専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし

【特別給】

- ・民間の支給状況に見合うよう引上げ（4.30 月→4.40 月）

- ・民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(ウ) 実施時期

- ・月例給：令和4年4月1日
- ・特別給：法律の公布日

イ その他の取組

- ・博士課程修了者等の初任給基準の見直し
博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施
- ・テレワークに関する給与面での対応
テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

ウ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する様々な取組を進める中で、給与面の課題^(※1)に対応できるように、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組^(※2)

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

※1 【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用の二ーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

※2 【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定

- ・ 65 歳定年を見据えた 60 歳前・60 歳超の給与カーブ
- ・ 初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力、実績や職責の給与への的確な反映
- ・ 定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

(2) 平均給与月額等

令和 4 年 4 月 1 日時点における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用者は 139,947 人（新規採用者、再任用職員等を除く。）であり、その平均給与月額は 405,049 円（平均年齢は 42.7 歳）となっています。昨年 4 月と比較すると国家公務員の平均給与月額は、2,104 円減少しています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が 448,153 円、管区機関が 405,444 円、府県単位機関で 390,569 円、その他の地方支分部局で 378,811 円となっています。（令和 4 年人事院勧告 参考資料第 1 表及び第 3 表）

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定【令和4年度実施】

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法は給与について均衡の原則を求めていることから、改定にあたっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与との均衡を図るよう改定することが必要であるとして、次に述べるような措置を講ずることが適当であると判断しました。

(2) 改定の基本方針

本年は、前記 I の 3 (1) のとおり職員の給与が民間従業員の給与を 409 円 (0.11%) 下回っていることから、月例給の引上げ改定を行うこととします。

改定にあたっては、基本的な給与である給料を引き上げることを原則に考え給料表の改定を検討しましたが、本年の公民較差では令和4年人事院勧告後の国の俸給表構造を基本とした改定が構造上難しいため、給料表での改定を見送ることとしました。

次に諸手当による月例給の改定について検討しました。地域手当は地域の民間給与水準を適切に反映するという趣旨で設けられたものであり、その改定により大多数の職員の月例給を引き上げることができます。このため地域手当の

改定が適当であると判断し、県内に勤務する職員に対して 4.6%としている支給割合を引き上げることとします。

特別給である期末・勤勉手当については、前記 I の 3 (2) のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を 0.11 月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引上げ改定を行うこととします。

(3) 改定すべき事項等【令和 4 年度実施】

ア 地域手当

県内に勤務する職員に対する地域手当について、4.6%としている支給割合を 4.7%とします。

この改定は、本年 4 月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与とを均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施します。

イ 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.1 月分引き上げ、4.40 月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、勤勉手当に反映し、本年度においては 12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.95 月から 1.05 月へ引き上げ、令和 5 年度以降においては 6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給月数がそれぞれ 1.0 月となるよう配分します。

また、行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員及び再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については、0.05 月分それぞれ支給月数を引き上げます。

2 世代間の給与配分を適正化するための給料表見直し【令和 5 年度実施】

(1) 基本的な考え方及び必要性

ア 現行の給料表の状況

本県の行政職給料表の改定方針は、国の俸給表構造を基本とした上で、本県の公民較差を踏まえて一定の水準調整をすることとしています。直近では平成 27 年に同年の人事院勧告後の国の俸給表を基本として一定の水準調整

を行った給料表に改定しました。その後は現在に至るまで、各年の公民較差が小さかったことなどにより給料表の改定を行っていません。

一方、国においては平成 27 年の俸給表改定後、平成 28 年から令和元年まで 4 年連続で俸給表の引上げ改定を行いました。国は 4 回の改定の中で、民間の初任給との間に差があることなどを踏まえ、初任給及び若年層の俸給の引上げに重点を置いた改定を重ねてきました。

このような本県と国の改定状況の違いにより、平成 28 年以降、本県の給料表と国の俸給表の構造が徐々に離れていくこととなり、本県の給料表は国の俸給表と比較して若年層より中高年齢層に給料が厚く配分されている状況となりました。

このため本委員会は、令和元年以降、国や他の地方公共団体の給料水準と比較し、若年層はほぼ均衡しているのに対し中高年齢層が高くなっている状況は解消されるべきであることを、報告において言及してきました。

こうした中、人事院が本年の勧告において、若年層を大幅に引き上げ、中高年齢層は据え置くという俸給表改定を行ったことから、県の給料表と国の勧告後の俸給表の構造がさらに離れることとなりました。その結果、若年層は国が高く、中高年齢層は県が高いという状況となり、世代間の給与配分の見直しを速やかに行う必要があります。

イ 人材確保の必要性及び民間との初任給の差

本県においては職員採用試験の受験者数の減少により近年の競争倍率が低下し続けていることなどから、人材の確保が重要な課題となっています。このような状況の中で、国や近隣の地方公共団体と比較すると若年層の給料水準が低くなっていることに加え、県内民間事業所との初任給の差も大きいことから、若年層の給料水準を引き上げる必要があると考えます。

ウ 公民較差を踏まえた給料表改定

これまで本委員会では、アの状況を解消するため、毎年の公民較差の中で給料表を改定することを検討してきました。

しかし、現行の給料表の構造上、国の俸給表構造に本県の公民較差を踏まえた一定の水準調整をする方針により改定を行おうとすると、民間従業員の

給与が職員給与を上回るというプラス較差にもかかわらず一部引下げとなる号給があるなど、公民較差を適切に反映させた改定内容となりません。

今後も現行の給料表の状況、近年の公民較差の傾向及び国の俸給表改定の傾向から、公民較差の解消では適切な給料表改定を行うことが極めて困難であると考えます。

上記アからウの状況等を総合的に勘案し、本委員会としては、世代間の給与配分の適正化として、令和5年4月1日から現行の給料表を見直すことが適当であると判断しました。

(2) 措置すべき事項等【令和5年度実施】

給料表の見直し

現行の行政職給料表について、令和4年人事院勧告後の俸給表構造を基本として、給料総額の範囲内で一定の水準調整を行った給料表に改定することとします。この改定により、本県のA試験（大学卒程度）の初任給（1級29号給）は5,100円、C試験（高校卒程度）の初任給（1級9号給）は6,600円の引上げとなり、中高年齢層は最大で2,100円の引下げとなります。また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定することとします。

この改定は、令和5年4月1日から実施し、同日に新たな給料表に切り替えます。

また、給料表の見直しに伴い、新たに受ける給料月額が令和5年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、経過措置としてその差額を給料として支給します。経過措置の期間は、経過措置の適用者の状況等を勘案して、同年4月1日から令和6年3月31日までの1年間とします。

3 その他の課題

(1) 定年の引上げによる給与に関する措置

令和5年4月1日より国家公務員の定年が段階的に引き上げられ、国におい

ては、定年引上げによる 60 歳を超える職員の俸給月額が 60 歳前の 7 割の水準に設定することとしています。

地方公務員についても地方公務員法の一部改正に伴い、定年が段階的に引き上げられることとなりました。地方公務員法は均衡の原則により国家公務員の給与を考慮することとしていることや公務としての類似性に鑑みて、本県においても、令和 5 年 4 月 1 日より国と同様に定年引上げによる 60 歳を超える職員の給料月額は 60 歳前の 7 割の水準に設定することとしました。

この取扱いは当分の間の措置であり、人事院は段階的引上げが完成する令和 13 年 3 月までに、60 歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう所要の措置を順次講ずることとしており、本委員会としてもその動向を注視していく必要があります。

(2) 在宅勤務に関する給与面での対応

人事院は民間における実態等を踏まえ、国家公務員のテレワーク(在宅勤務)の実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワーク(在宅勤務)を行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進め、通勤手当の取扱いを含め、措置内容をまとめていくこととしています。本県においても令和 2 年 3 月から在宅勤務制度の運用が開始されていますが、給与面での対応については、国の検討状況等を注視し、必要な枠組みを検討していきます。

(3) 人事管理の課題に対応するための給与制度上の取組

人事院は、I の 5 (1) ウのとおり、公務員人事管理に関する様々な取組を進める中で、若い世代の誘致・確保などの給与面の課題に対応するため、給与制度のアップデートに向けた取組を進めていくこととしています。

人事院は令和 5 年に骨格案を示すよう検討を進め、令和 6 年には成案を示すとしており、本委員会としてもその動向を注視していく必要があります。

第3 むすび

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

本報告の人事管理に関しては、多様な有為の人材確保、能力や適性に基づいた人材育成・活用、能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上、時間外勤務の上制限を踏まえた適正な労務管理、柔軟かつ多様な働き方の推進などに言及しましたが、これらはすべての職員が健康でやりがいを持って活躍することが必要との考えに基づき報告したものです。

また、給与に関しては、令和4年4月の公民較差を踏まえ、月例給については4年ぶりの引上げ、特別給については3年ぶりの引上げを勧告しました。さらに、令和元年以降の報告で課題として言及してきた世代間の給与配分の適正化を行うために、令和5年4月1日から現行の給料表を見直すこととしました。

職員におかれては、新型コロナウイルス感染症の影響により2年半を超えて厳しい環境が続く中、感染防止対策に取り組みながら、県民の安全・安心の確保を第一に日々職務に尽力されていることに心からの敬意を表します。

ロシアのウクライナ侵攻に伴うエネルギーや原材料価格の高騰の影響等により、経済・雇用情勢の先行きは不透明ですが、引き続き、使命感と高い倫理観を持ち、時代の変化とともに複雑化、多様化する課題にも果敢に取り組まれることを期待します。

県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に対し深い理解を示され、勧告どおりに実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 30 年三重県条例第 10 号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年三重県条例第 72 号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年三重県条例第 61 号）を改正することを勧告する。

I 令和4年4月の公民給与の較差に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）及び公立学校職員の給与に関する条例（以下「学校職員給与条例」という。）の改正

（1）地域手当

7級地のうち人事委員会規則又は人事委員会及び教育委員会が共同で定める規則で定める地域及び公署にあっては、地域手当の支給割合を100分の4.7とすること。

（2）勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

（ア）（イ）及び（ウ）以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

（イ） 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.25月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

（ウ） 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.475月分)とすること。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.575月分)とすること。

(ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)の改正

期末手当

(1) 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(2) 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

II 世代間の給与配分を適正化するための給料表見直しに伴う関係条例の改正

1 給与条例及び学校職員給与条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 経過措置

(1)による改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)の前日か

ら引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しない職員（人事委員会規則または人事委員会及び教育委員会が共同で定める規則（以下「規則」という。）で定める職員を除く。）に対しては、令和6年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（以下「差額」という。）を給料として支給すること。切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で差額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員または切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員で任用の事情等を考慮して差額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、規則の定めるところによりこれに準じて差額を支給すること。

2 任期付研究員条例及び任期付職員条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2及び別記第3のとおり改定すること。

(2) 経過措置

1 (2)の規定は、これを準用する。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、Iの1の(2)のA及びIの2の(1)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、Iの1の(2)のイ及びIの2の(2)、IIについては令和5年4月1日から実施すること。

2 その他所要の措置

この改定に伴い、必要な所要の措置を講ずること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務員 以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	152,700	201,100	237,000	268,600	293,300	321,800	365,500	410,700	461,000	524,300
	2	153,800	202,900	238,600	270,300	295,500	324,000	368,100	413,100	464,100	527,200
	3	155,000	204,700	240,100	271,800	297,600	326,300	370,500	415,600	467,100	530,300
	4	156,100	206,500	241,600	273,600	299,600	328,500	373,100	418,000	470,100	533,400
	5	157,200	208,000	242,900	275,300	301,400	330,700	375,000	419,900	473,100	536,500
	6	158,300	209,800	244,500	277,100	303,400	332,700	377,500	422,200	476,100	538,800
	7	159,400	211,600	246,000	278,900	305,200	334,900	379,800	424,300	479,100	541,300
	8	160,500	213,400	247,500	280,900	306,800	337,100	382,300	426,500	482,200	543,700
	9	161,500	215,000	248,600	282,800	308,700	339,000	384,700	428,500	484,900	546,100
	10	162,900	216,800	250,100	284,800	311,000	341,200	387,400	430,600	488,000	547,900
	11	164,200	218,600	251,600	286,700	313,200	343,200	390,000	432,700	491,000	549,700
	12	165,500	220,400	252,900	288,600	315,500	345,400	392,700	434,800	494,100	551,600
	13	166,700	221,800	254,400	290,500	317,600	347,200	395,100	436,500	496,800	553,300
	14	168,200	223,600	255,600	292,300	319,700	349,200	397,400	438,300	499,100	554,700
	15	169,700	225,300	256,900	293,800	321,900	351,200	399,600	440,300	501,400	556,000
	16	171,300	227,100	258,100	295,200	324,000	353,200	402,000	442,300	503,700	557,100
	17	172,400	228,700	259,400	297,000	325,900	354,900	403,800	444,200	505,800	558,400
	18	173,800	230,400	260,800	299,000	327,900	356,900	405,800	446,000	507,200	559,400
	19	175,200	232,000	262,200	301,100	329,900	358,700	407,700	447,800	508,700	560,300
	20	176,600	233,500	263,700	303,100	331,900	360,600	409,500	449,500	510,100	561,200
	21	177,900	234,800	265,300	305,000	333,600	362,500	411,400	451,300	511,300	562,100
	22	180,400	236,400	267,000	307,100	335,700	364,400	413,200	452,800	512,700	
	23	182,900	238,000	268,600	309,100	337,700	366,400	415,000	454,200	514,200	
	24	185,400	239,500	270,200	311,200	339,800	368,300	416,900	455,700	515,700	
	25	187,800	240,500	272,000	312,900	341,200	370,300	418,700	457,100	516,800	
	26	189,500	242,000	273,800	315,000	343,100	372,200	420,200	458,400	517,900	
	27	191,100	243,300	275,500	317,000	345,000	374,200	421,700	459,700	519,100	
	28	192,800	244,500	277,200	319,000	346,900	376,200	423,300	460,900	520,300	
	29	194,300	245,700	278,800	320,700	348,500	377,700	424,900	461,900	521,300	
	30	196,000	246,700	280,500	322,700	350,400	379,500	426,200	462,600	522,200	
	31	197,800	247,700	282,300	324,800	352,300	381,300	427,500	463,400	523,100	
	32	199,500	248,700	283,800	326,900	354,100	382,900	428,700	464,100	524,000	
	33	201,100	249,800	285,000	328,100	356,000	384,700	429,900	464,800	524,800	
	34	202,500	250,700	286,700	330,100	357,800	386,100	431,200	465,600	525,700	
	35	204,000	251,600	288,300	332,000	359,600	387,600	432,500	466,300	526,400	
	36	205,500	252,600	290,000	334,100	361,300	389,200	433,700	466,900	526,900	
	37	206,800	253,500	291,600	336,000	362,700	390,600	434,900	467,400	527,600	
	38	208,100	254,800	293,300	337,900	364,000	391,800	435,700	468,000	528,200	
	39	209,300	256,000	295,100	339,900	365,400	393,000	436,500	468,600	529,000	
40	210,600	257,300	296,900	341,800	366,800	394,100	437,300	469,200	529,600		

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	41	211,900	258,600	298,400	343,700	368,100	395,200	437,900	469,700	530,100	
	42	213,200	260,000	300,100	345,600	369,000	396,400	438,600	470,200		
	43	214,500	261,200	301,600	347,400	370,100	397,600	439,300	470,600		
	44	215,800	262,400	303,200	349,300	371,200	398,700	440,000	470,900		
	45	216,900	263,500	304,800	350,800	372,000	399,400	440,800	471,200		
	46	218,200	264,700	306,500	352,200	372,900	400,100	441,600			
	47	219,500	266,000	308,100	353,700	373,800	400,800	442,000			
	48	220,800	267,100	309,800	355,200	374,700	401,500	442,700			
	49	221,800	268,200	310,700	356,800	375,600	402,100	443,200			
	50	222,900	269,200	312,200	357,600	376,400	402,700	443,600			
	51	223,900	270,400	313,700	358,800	377,200	403,200	444,000			
	52	224,900	271,500	315,300	359,800	378,000	403,600	444,400			
	53	225,900	272,500	316,900	360,700	378,700	404,000	444,800			
	54	226,800	273,500	318,500	361,800	379,400	404,300	445,200			
	55	227,700	274,600	320,100	362,700	380,100	404,600	445,600			
	56	228,600	275,700	321,600	363,800	380,800	404,900	445,900			
	57	228,900	276,600	323,100	364,700	381,300	405,200	446,200			
	58	229,700	277,600	324,300	365,400	381,900	405,500	446,600			
	59	230,400	278,500	325,500	366,100	382,500	405,800	446,900			
	60	231,100	279,600	326,700	366,800	383,200	406,100	447,200			
	61	231,800	280,700	327,400	367,200	383,600	406,400	447,500			
	62	232,600	281,700	328,300	367,800	384,300	406,700				
	63	233,300	282,600	329,100	368,500	384,900	407,000				
	64	233,900	283,600	329,900	369,200	385,500	407,300				
	65	234,500	284,100	330,800	369,500	385,900	407,600				
	66	235,100	285,000	331,200	370,200	386,500	407,900				
	67	235,700	285,700	331,900	370,900	387,100	408,200				
	68	236,400	286,600	332,700	371,600	387,700	408,500				
	69	237,100	287,600	333,500	371,900	388,100	408,700				
	70	237,700	288,400	334,200	372,500	388,600	409,000				
	71	238,200	289,200	334,900	373,200	389,100	409,300				
72	238,900	290,000	335,600	373,800	389,700	409,600					
73	239,600	290,800	336,100	374,100	390,000	409,800					
74	240,200	291,300	336,700	374,700	390,400	410,100					
75	240,800	291,700	337,200	375,400	390,800	410,400					
76	241,300	292,200	337,800	376,000	391,200	410,600					
77	241,900	292,400	338,100	376,400	391,500	410,800					
78	242,600	292,700	338,600	376,900	391,800	411,100					
79	243,300	292,900	339,000	377,500	392,100	411,400					
80	243,800	293,300	339,500	378,000	392,400	411,600					
81	244,300	293,500	339,900	378,500	392,600	411,800					
82	244,900	293,700	340,400	379,100	392,900	412,100					
83	245,500	294,100	340,900	379,600	393,200	412,400					
84	246,000	294,400	341,400	379,900	393,400	412,600					

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	246,500	294,700	341,700	380,300	393,600	412,800				
	86	247,100	295,000	342,100	380,800	393,900					
	87	247,700	295,300	342,600	381,200	394,200					
	88	248,200	295,700	343,000	381,600	394,400					
	89	248,700	296,000	343,300	382,000	394,600					
	90	249,200	296,400	343,700	382,500	394,900					
	91	249,500	296,700	344,200	382,900	395,200					
	92	249,900	297,100	344,600	383,300	395,400					
	93	250,200	297,300	344,800	383,600	395,600					
	94		297,500	345,200							
	95		297,800	345,700							
	96		298,200	346,100							
	97		298,400	346,300							
	98		298,700	346,700							
	99		299,100	347,100							
	100		299,500	347,400							
	101		299,700	347,700							
	102		300,000	348,100							
	103		300,400	348,500							
	104		300,700	348,900							
	105		300,900	349,400							
	106		301,200	349,800							
	107		301,600	350,200							
	108		301,900	350,600							
109		302,100	351,100								
110		302,500	351,500								
111		302,900	351,800								
112		303,200	352,100								
113		303,400	352,600								
114		303,600									
115		303,900									
116		304,300									
117		304,500									
118		304,700									
119		305,000									
120		305,300									
121		305,700									
122		305,900									
123		306,200									
124		306,500									
125		306,800									
特											821,000
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		190,300	217,800	257,800	277,200	292,300	317,700	359,400	392,500	443,600	524,000

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
(二) この表の10級の特号給は、職員の給与に関する条例第6条の2の人事委員会規則で定める職を占める職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	177,100	192,800	217,700	257,500	298,900	323,900	350,200	384,500	425,400
	2	178,800	194,500	219,700	259,300	300,700	326,100	352,400	386,700	427,200
	3	180,600	196,300	221,700	261,100	302,500	328,200	354,700	388,600	429,100
	4	182,300	198,100	223,700	262,900	304,500	330,200	356,900	390,700	431,000
	5	183,700	199,900	225,700	264,600	306,200	332,300	358,900	392,400	432,400
	6	185,600	202,000	227,500	266,400	308,100	334,100	361,000	394,400	434,100
	7	187,400	204,200	229,500	268,000	310,100	335,800	363,200	396,200	435,700
	8	189,300	206,400	231,400	269,700	312,200	337,400	365,400	398,000	437,200
	9	190,900	208,400	233,500	270,800	314,000	339,100	367,100	399,700	438,800
	10	192,600	210,700	235,300	272,300	316,200	341,400	369,300	401,700	440,500
	11	194,300	213,200	237,100	273,600	318,300	343,600	371,300	403,700	442,100
	12	196,000	215,500	238,900	274,800	320,300	345,900	373,500	405,800	443,700
	13	197,700	217,500	240,700	276,100	322,300	347,900	375,300	407,500	444,800
	14	199,700	219,300	242,600	277,400	324,200	350,000	377,400	409,600	446,400
	15	201,700	221,100	244,500	278,400	325,800	352,200	379,400	411,600	448,200
	16	203,700	222,900	246,400	279,600	327,400	354,300	381,500	413,700	450,000
	17	205,800	224,800	247,900	280,300	329,100	356,300	383,100	415,400	451,600
	18	207,900	226,500	249,700	281,700	331,400	358,300	385,100	417,100	453,400
	19	210,200	228,400	251,500	283,000	333,500	360,300	387,000	418,800	455,200
	20	212,500	230,200	253,300	284,300	335,800	362,400	389,000	420,400	456,900
	21	214,600	231,900	254,900	285,600	337,700	364,100	390,700	422,100	458,500
	22	216,400	233,700	256,200	286,600	339,700	366,100	392,800	423,700	460,200
	23	218,100	235,500	257,400	287,900	341,800	367,900	394,900	425,100	461,800
	24	219,900	237,300	258,700	289,100	343,800	370,000	396,900	426,600	463,600
	25	221,800	238,900	259,900	290,100	345,700	371,700	398,600	427,900	465,100
	26	223,500	240,600	261,100	291,700	347,800	373,700	400,600	429,300	466,500
	27	225,300	242,300	262,400	293,400	349,700	375,700	402,700	430,800	468,000
	28	227,000	243,900	263,500	295,000	351,700	377,700	404,800	432,400	469,300
	29	228,900	245,100	264,400	296,900	353,500	379,500	406,300	433,700	470,500
	30	230,700	246,900	265,400	298,800	355,600	381,600	408,100	435,400	471,200
	31	232,500	248,700	266,600	300,500	357,400	383,700	409,800	437,100	471,900
	32	234,300	250,500	267,600	302,300	359,500	385,700	411,500	438,700	472,600
	33	235,900	251,900	268,100	303,900	360,900	387,600	413,200	440,100	473,100
	34	237,600	253,400	269,300	305,600	362,900	389,700	414,700	441,800	473,900
	35	239,300	254,700	270,300	307,400	364,800	391,800	416,300	443,500	474,600
	36	241,000	256,100	271,300	309,100	366,900	393,700	417,800	445,100	475,200
	37	242,200	257,300	272,100	310,800	368,800	395,400	419,100	446,500	475,500
	38	244,000	258,600	273,000	312,400	370,900	396,900	420,600	447,200	476,100
	39	245,800	259,800	274,000	314,200	372,900	398,200	422,100	447,900	476,600
	40	247,600	260,800	274,800	315,700	374,900	399,600	423,600	448,600	477,100
	41	249,000	261,800	275,800	317,100	376,900	400,800	425,100	449,000	477,600
	42	250,400	262,900	276,900	318,600	379,000	401,900	426,400	449,600	478,000
	43	251,700	263,900	277,900	320,300	381,100	402,900	427,700	450,300	478,400
	44	252,900	264,900	278,700	322,000	383,100	403,900	428,900	450,900	478,800
	45	254,000	265,500	279,800	323,700	384,800	405,100	429,900	451,700	479,100
	46	255,100	266,600	281,200	325,600	386,500	406,300	430,600	452,400	
	47	256,100	267,500	282,500	327,500	388,100	407,400	431,400	452,900	
	48	256,900	268,600	283,900	329,300	389,800	408,600	432,200	453,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	257,600	269,400	285,600	330,700	391,200	409,900	432,700	453,900	
	50	258,500	270,400	287,300	332,300	392,200	410,700	433,100	454,200	
	51	259,600	271,400	288,800	333,700	393,200	411,500	433,500	454,500	
	52	260,600	272,300	290,200	335,400	394,200	412,200	433,800	454,900	
	53	261,100	273,300	291,600	336,900	395,500	412,700	434,100	455,300	
	54	262,300	274,000	293,200	338,600	396,600	413,400	434,500	455,500	
	55	263,100	275,000	294,800	340,200	397,700	414,100	434,800	455,800	
	56	264,200	275,900	296,300	342,000	398,900	414,700	435,100	456,000	
	57	265,100	276,900	297,700	342,900	400,200	415,400	435,400	456,400	
	58	265,900	278,400	299,300	344,600	401,000	415,800	435,700	456,600	
	59	266,700	279,600	301,000	346,200	401,800	416,400	436,000	456,800	
	60	267,500	281,000	302,600	347,800	402,500	417,000	436,300	457,000	
	61	268,300	282,500	304,000	349,400	403,000	417,400	436,600	457,400	
	62	268,900	284,100	305,600	351,100	403,700	418,000	436,900		
	63	269,700	285,400	307,200	352,800	404,400	418,500	437,200		
	64	270,300	286,900	308,700	354,500	405,100	419,000	437,500		
	65	271,400	288,200	310,000	356,100	405,400	419,500	437,800		
	66	272,600	289,400	311,700	357,700	406,100	420,100	438,100		
	67	273,600	290,800	313,100	359,300	406,800	420,500	438,400		
	68	274,500	292,000	314,800	360,900	407,400	421,000	438,700		
	69	275,600	293,500	316,200	362,100	407,800	421,400	438,900		
	70	277,000	294,900	317,600	363,500	408,300	421,700	439,200		
	71	278,200	296,400	318,900	364,800	408,900	422,000	439,500		
	72	279,500	297,700	320,400	366,200	409,400	422,300	439,800		
	73	280,500	298,900	321,100	367,400	409,900	422,600	440,000		
	74	281,700	300,200	322,700	368,600	410,300	422,900	440,300		
	75	283,000	301,500	324,200	369,900	410,800	423,200	440,600		
	76	284,000	302,800	325,900	371,200	411,300	423,500	440,900		
	77	285,100	303,700	327,700	372,500	411,800	423,700	441,100		
	78	286,300	305,200	329,400	373,700	412,300	424,000	441,400		
	79	287,400	306,400	331,000	374,900	412,900	424,300	441,700		
	80	288,100	307,900	332,600	376,100	413,400	424,600	442,000		
	81	289,200	309,200	334,300	377,300	413,800	424,800	442,200		
	82	290,300	310,600	336,000	378,500	414,400	425,100	442,500		
	83	291,400	311,700	337,600	379,600	414,900	425,400	442,800		
	84	292,500	313,100	339,300	380,800	415,100	425,600	443,100		
	85	293,600	314,000	340,700	381,900	415,400	425,800	443,300		
	86	294,800	315,500	342,200	382,500	415,900	426,100			
	87	295,700	316,800	343,700	383,000	416,200	426,400			
	88	296,900	318,300	345,200	383,600	416,500	426,600			
	89	297,900	319,800	346,500	384,200	416,800	426,800			
	90	299,100	321,300	347,700	384,800	417,200	427,100			
	91	300,200	322,700	349,000	385,400	417,600	427,400			
	92	301,400	324,200	350,300	386,000	418,000	427,600			
	93	301,900	325,500	351,700	386,300	418,300	427,800			
	94	303,200	326,800	353,200	386,800					
	95	304,300	328,200	354,700	387,400					
	96	305,600	329,500	356,200	387,900					

定年再任用短時間勤務職員以外の職員

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	97	306,700	330,700	357,500	388,300					
	98	307,900	332,000	358,700	388,700					
	99	309,100	333,300	359,800	389,300					
	100	310,300	334,600	361,000	389,800					
	101	311,500	336,000	362,100	390,200					
	102	312,500	336,900	363,200	390,700					
	103	313,600	338,000	364,300	391,300					
	104	314,600	339,200	365,500	391,800					
	105	315,400	340,300	366,700	392,100					
	106	316,000	341,400	367,200	392,500					
	107	316,600	342,400	367,800	393,000					
	108	317,300	343,500	368,400	393,300					
	109	317,800	344,700	369,000	393,600					
	110	318,300	345,700	369,500	394,100					
	111	318,800	346,700	370,000	394,600					
	112	319,400	347,600	370,500	395,100					
	113	320,200	348,500	370,900	395,400					
	114	320,900	349,400	371,300	395,900					
	115	321,600	350,400	371,900	396,400					
	116	322,300	351,400	372,400	396,900					
	117	322,900	352,400	372,800	397,200					
	118	323,700	352,900	373,300	397,700					
	119	324,400	353,500	373,900	398,200					
	120	325,200	354,100	374,400	398,700					
	121	325,800	354,400	374,600	399,100					
	122	326,100	354,800	375,100	399,600					
	123	326,600	355,300	375,600	400,000					
	124	327,100	355,700	376,000	400,500					
	125	327,400	356,100	376,500	400,900					
	126		356,500	377,000						
	127		357,000	377,500						
	128		357,400	378,000						
	129		357,800	378,300						
	130		358,200	378,800						
	131		358,600	379,300						
132		359,000	379,800							
133		359,200	380,100							
134		359,700	380,600							
135		360,100	381,000							
136		360,400	381,400							
137		360,700	381,700							
138		361,100	382,200							
139		361,600	382,700							
140		362,100	383,200							
141		362,400	383,500							
142		362,900								
143		363,400								
144		363,900								
145		364,200								
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 244,100	円 255,800	円 259,900	円 291,200	円 307,700	円 321,800	円 345,400	円 380,500	円 412,100

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	153,000	201,400	287,300	336,100	388,600
	2	154,100	204,000	289,700	338,300	391,000
	3	155,300	206,400	292,000	340,300	393,100
	4	156,400	208,900	294,300	342,200	395,400
	5	157,500	211,400	296,600	343,900	397,300
	6	158,800	213,700	298,500	345,600	399,500
	7	160,100	216,000	300,500	347,200	401,700
	8	161,400	218,200	302,200	348,500	403,900
	9	162,400	220,300	304,000	350,200	406,100
	10	164,100	222,600	306,400	352,200	408,300
	11	165,700	225,100	308,700	354,300	410,600
	12	167,300	227,400	311,200	356,200	413,000
	13	168,700	229,400	313,300	358,200	415,000
	14	170,600	231,800	315,700	360,100	417,100
	15	172,500	234,300	318,100	361,900	419,300
	16	174,500	236,700	320,800	363,800	421,400
	17	176,100	238,900	323,200	365,500	423,000
	18	178,200	241,700	325,400	367,400	424,900
	19	180,300	244,600	327,400	369,100	426,700
	20	182,300	247,500	329,400	371,100	428,500
	21	184,400	250,000	331,500	372,600	430,300
	22	186,600	252,700	333,100	374,600	432,200
	23	188,800	255,200	334,500	376,300	434,100
	24	191,000	257,900	335,900	378,200	436,000
	25	193,000	260,400	337,800	379,600	437,400
	26	195,200	262,800	339,700	381,300	439,100
	27	197,300	265,100	341,500	383,200	441,000
	28	199,400	267,200	343,300	385,100	442,900
	29	201,500	269,700	345,200	386,800	444,500
	30	203,000	271,800	346,900	388,700	446,200
	31	204,800	273,700	348,400	390,600	447,900
	32	206,500	275,700	350,100	392,500	449,600
	33	208,300	277,400	351,300	394,100	451,000
	34	210,200	279,400	352,700	395,900	451,800
	35	212,100	281,400	354,000	397,500	452,600
	36	214,000	283,200	355,500	399,300	453,400
	37	215,500	285,100	356,700	400,500	454,100
	38	217,400	286,200	358,100	402,000	454,800
	39	219,300	287,400	359,300	403,400	455,500
	40	221,200	288,600	360,700	404,800	456,300
	41	223,000	289,800	361,400	406,200	456,700
	42	224,900	290,500	362,500	407,500	457,400
	43	226,800	291,100	363,700	409,000	458,100
44	228,700	291,800	364,800	410,600	458,800	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	45	230,400	292,500	365,900	412,000	459,300
	46	232,300	293,600	367,100	413,200	459,900
	47	234,100	294,700	368,400	414,800	460,600
	48	235,900	295,800	369,500	416,400	461,100
	49	237,500	297,000	370,600	417,700	461,700
	50	239,300	298,200	371,900	419,100	462,200
	51	241,000	299,200	373,200	420,600	462,800
	52	242,600	300,100	374,500	422,000	463,300
	53	243,900	301,200	375,200	423,400	463,800
	54	245,600	302,200	376,200	424,800	464,300
	55	247,200	303,400	377,100	426,200	464,800
	56	248,700	304,300	378,100	427,600	465,300
	57	249,900	304,800	378,900	428,700	465,800
	58	251,100	305,600	379,700	430,000	
	59	252,000	306,600	380,400	431,400	
	60	252,900	307,500	381,100	432,700	
	61	253,900	308,400	381,700	433,500	
	62	254,800	309,500	382,400	434,400	
	63	255,700	310,600	383,300	435,400	
	64	256,600	311,700	384,200	436,300	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	257,500	312,500	384,800	437,200	
	66	258,400	313,600	385,600	438,000	
	67	259,200	314,500	386,400	438,600	
	68	259,800	315,500	387,200	439,400	
	69	260,600	316,500	387,800	439,800	
	70	261,900	317,500	388,500		
	71	263,200	318,600	389,200		
	72	264,400	319,700	389,900		
	73	265,700	320,200	390,600		
	74	267,100	321,200	391,200		
	75	268,300	322,300	391,800		
	76	269,300	323,400	392,500		
	77	270,300	324,500	393,200		
	78	271,400	325,500	393,800		
	79	272,600	326,400	394,400		
	80	273,500	327,300	395,000		
	81	274,700	328,400	395,600		
	82	275,900	329,200	396,200		
	83	277,100	329,900	396,800		
	84	278,100	330,700	397,400		
	85	279,200	331,200	397,900		
	86	280,200	331,700	398,400		
	87	281,300	332,200	398,900		
	88	282,300	332,700	399,600		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	89	283,100	333,000	400,000		
	90	284,300	333,500			
	91	285,300	334,000			
	92	286,500	334,500			
	93	287,400	334,800			
	94	288,400	335,200			
	95	289,400	335,700			
	96	290,400	336,200			
	97	290,700	336,700			
	98	291,600	337,200			
	99	292,300	337,700			
	100	293,200	338,200			
	101	294,100	338,700			
	102	294,800	339,200			
	103	295,500	339,700			
	104	296,200	340,200			
	105	296,900	340,700			
	106	297,400	341,100			
	107	297,900	341,600			
	108	298,400	342,000			
109	298,600	342,500				
110	299,000	342,900				
111	299,300	343,400				
112	299,600	343,800				
113	299,900	344,300				
114	300,200	344,700				
115	300,500	345,200				
116	300,800	345,600				
117	301,100	346,100				
118	301,500	346,500				
119	301,800	346,900				
120	302,200	347,300				
121	302,500	347,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 220,100	円 261,300	円 286,100	円 328,500	円 376,900

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定め
るものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	256,200	341,000	403,000	474,300
	2	258,700	344,000	405,900	476,600
	3	261,200	346,800	408,500	478,800
	4	263,700	349,700	411,200	481,100
	5	265,900	352,400	413,600	483,300
	6	269,700	355,400	415,900	485,500
	7	273,500	358,500	418,000	487,700
	8	277,300	361,300	419,900	489,900
	9	280,900	363,700	422,100	491,900
	10	284,900	366,300	424,800	494,000
	11	288,900	369,000	427,400	496,100
	12	292,900	371,800	430,100	498,200
	13	296,600	374,700	432,500	500,300
	14	300,600	378,200	435,000	502,400
	15	304,500	381,200	437,400	504,500
	16	308,300	384,800	439,900	506,600
	17	311,900	388,200	441,900	508,700
	18	315,400	390,900	444,300	510,700
	19	318,900	393,400	446,600	512,700
	20	322,400	396,000	449,000	514,700
	21	326,000	398,700	450,500	516,500
	22	329,700	400,900	452,900	518,300
	23	333,100	402,800	455,200	520,200
	24	336,400	404,400	457,500	522,100
	25	339,900	406,400	459,500	523,800
	26	342,400	408,700	461,800	525,600
	27	345,000	410,900	464,000	527,400
	28	347,300	413,200	466,300	529,200
	29	349,700	415,500	468,400	530,800
	30	351,500	417,600	470,700	532,600
	31	353,300	419,600	473,000	534,400
	32	355,300	421,700	475,200	536,200
	33	357,500	423,600	477,200	537,800
	34	359,800	425,400	479,300	539,600
	35	361,900	427,200	481,400	541,300
36	364,200	429,200	483,500	543,100	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	37	366,300	431,100	485,600	544,700
	38	368,700	433,100	487,400	546,300
	39	370,900	435,000	489,200	547,700
	40	372,900	437,000	491,000	549,300
	41	375,100	438,800	492,700	550,800
	42	376,100	440,600	494,500	552,200
	43	376,900	442,300	496,300	553,600
	44	377,600	444,100	498,100	554,900
	45	378,800	445,900	499,700	556,100
	46	380,200	447,700	501,400	557,100
	47	381,700	449,500	503,200	558,100
	48	383,200	451,200	505,000	559,100
	49	384,300	453,000	506,600	560,100
	50	385,300	454,700	507,900	561,000
	51	386,300	456,500	509,200	561,900
	52	387,100	458,300	510,500	562,800
	53	388,000	460,200	511,500	563,600
	54	388,900	461,400	512,800	564,500
	55	389,600	462,600	514,100	565,400
	56	390,500	463,800	515,400	566,300
	57	391,200	465,000	516,400	567,200
	58	392,100	466,000	517,200	568,100
	59	392,900	467,000	518,000	569,000
	60	393,700	468,000	518,800	569,700
	61	394,200	468,800	519,700	570,600
62	394,700	469,500	520,500	571,500	
63	395,100	470,200	521,400	572,400	
64	395,600	470,900	522,200	573,300	
65	395,900	471,600	523,100	574,200	
66		472,300	524,000		
67		473,000	524,700		
68		473,600	525,600		
69		473,900	526,500		
70		474,600	527,300		
71		475,300	528,200		
72		476,000	529,100		
73		476,400	529,900		
74		477,000	530,800		
75		477,700	531,700		
76		478,400	532,400		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	77		478,800	533,200	
	78		479,400	534,100	
	79		480,000	535,000	
	80		480,500	535,900	
	81		481,100	536,700	
	82		481,600	537,600	
	83		482,100	538,500	
	84		482,600	539,400	
	85		483,000	540,200	
	86		483,600	541,100	
	87		484,000	542,000	
	88		484,500	542,900	
	89		485,000	543,700	
	90		485,600		
	91		486,200		
	92		486,600		
	93		487,100		
	94		487,700		
95		488,300			
96		488,900			
97		489,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 298,800	円 341,200	円 395,600	円 468,600

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	157,700	194,100	229,400	284,700	329,600	373,700
	2	159,100	195,700	231,000	286,600	331,600	376,400
	3	160,500	197,300	232,600	288,700	333,800	379,000
	4	161,900	198,900	234,200	290,700	336,000	381,700
	5	163,100	200,400	235,600	292,800	337,800	384,100
	6	164,900	201,900	237,200	294,900	340,000	386,800
	7	166,600	203,500	238,700	296,800	342,000	389,400
	8	168,200	205,000	240,300	298,800	344,200	392,100
	9	169,800	206,600	241,200	300,600	346,000	394,200
	10	171,500	208,300	242,600	302,500	348,100	396,500
	11	173,100	209,900	244,000	304,100	350,200	398,700
	12	174,900	211,600	245,100	305,700	352,300	400,900
	13	176,300	213,000	246,600	307,700	353,800	403,000
	14	178,100	214,600	247,900	309,600	355,800	405,000
	15	180,000	216,200	249,100	311,700	357,700	407,000
	16	181,800	217,800	250,400	313,700	359,700	409,100
	17	183,700	219,200	251,200	315,700	361,500	410,900
	18	185,200	220,800	252,400	317,700	363,500	412,900
	19	187,000	222,500	253,500	319,800	365,500	414,800
	20	188,800	224,200	254,600	321,900	367,500	416,900
	21	190,300	225,500	256,000	323,700	369,300	418,700
	22	191,800	227,000	256,800	325,700	371,300	420,300
	23	193,300	228,400	257,700	327,500	373,400	421,900
	24	194,800	229,900	258,600	329,500	375,500	423,400
	25	196,400	231,100	259,600	331,200	376,900	424,900
	26	197,700	232,500	260,700	333,100	378,700	426,200
	27	199,200	233,800	261,800	335,100	380,500	427,500
	28	200,600	235,000	263,000	337,100	382,200	428,800
	29	202,100	236,200	264,400	338,400	384,000	430,100
	30	203,300	237,500	266,000	340,200	385,500	431,300
	31	204,600	239,000	267,600	341,900	387,100	432,500
	32	205,900	240,300	269,100	343,700	388,800	433,600
	33	207,300	241,300	270,400	345,400	390,100	434,800
	34	208,700	242,600	272,100	347,200	391,400	436,000
	35	210,000	243,500	273,700	349,100	392,700	437,200
36	211,400	244,700	275,300	350,900	393,900	438,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	37	212,500	246,000	276,700	352,700	395,000	439,700
	38	213,800	247,100	278,200	354,400	396,200	440,500
	39	215,100	248,200	279,800	356,000	397,300	440,900
	40	216,400	249,300	281,200	357,700	398,400	441,600
	41	217,500	250,400	282,400	358,900	399,200	442,100
	42	218,700	251,300	283,800	360,000	400,000	442,500
	43	219,900	252,200	285,300	361,200	400,800	442,900
	44	221,100	253,000	286,800	362,400	401,600	443,300
	45	222,200	254,100	288,300	363,600	402,000	443,700
	46	223,300	255,400	290,000	364,400	402,600	444,100
	47	224,300	256,700	291,700	365,600	403,100	444,500
	48	225,300	257,900	293,300	366,700	403,500	444,800
	49	226,200	259,400	294,500	367,700	403,900	445,100
	50	227,100	260,800	296,100	368,700	404,200	445,500
	51	228,000	262,000	297,400	369,700	404,500	445,800
	52	228,900	263,200	299,000	370,700	404,800	446,100
	53	229,200	264,200	300,300	371,500	405,100	446,400
	54	230,000	265,500	301,800	372,300	405,400	
	55	230,600	266,800	303,200	373,200	405,700	
	56	231,400	267,900	304,700	374,100	406,000	
	57	232,100	268,700	305,700	374,600	406,300	
	58	232,800	269,900	306,900	375,400	406,600	
	59	233,400	271,100	308,100	376,200	406,900	
	60	234,000	272,200	309,500	377,000	407,300	
	61	234,700	273,100	310,800	377,400	407,500	
62	235,300	274,200	312,000	378,100	407,800		
63	235,900	275,300	313,300	378,800	408,100		
64	236,600	276,400	314,500	379,500	408,400		
65	237,200	277,200	315,900	379,900	408,600		
66	237,900	278,300	316,700	380,500			
67	238,600	279,200	317,500	381,200			
68	239,300	280,300	318,300	381,800			
69	239,900	281,300	318,900	382,200			
70	240,500	282,300	319,600	382,700			
71	241,100	283,400	320,300	383,200			
72	241,600	284,500	320,900	383,700			
73	242,200	285,100	321,600	384,300			
74	242,900	285,800	321,800	384,800			
75	243,600	286,300	322,400	385,400			
76	244,100	287,100	323,000	386,000			

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	77	円 244,500	円 287,900	円 323,600	円 386,500	円	円
	78	245,000	288,500	324,100	387,000		
	79	245,500	289,100	324,600	387,500		
	80	245,800	289,700	325,100	388,000		
	81	246,100	290,400	325,700	388,300		
	82	246,400	290,900	326,200	388,800		
	83	246,700	291,300	326,600	389,200		
	84	247,000	291,700	327,100	389,600		
	85	247,300	291,900	327,600	390,000		
	86		292,100	328,000			
	87		292,300	328,200			
	88		292,500	328,600			
	89		292,900	329,000			
	90		293,100	329,400			
	91		293,300	329,800			
	92		293,500	330,200			
	93		293,900	330,500			
	94		294,100	330,700			
	95		294,300	331,100			
	96		294,600	331,400			
	97		295,000	331,600			
	98		295,300	331,900			
	99		295,500	332,200			
100		295,800	332,500				
101		296,100	332,700				
102		296,300	333,000				
103		296,500	333,400				
104		296,800	333,600				
105		297,100	333,800				
106			334,000				
107			334,400				
108			334,600				
109			334,800				
110			335,200				
111			335,600				
112			336,000				
113			336,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 191,300	円 217,900	円 246,100	円 284,700	円 325,400	円 367,600

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	172,500	199,600	246,200	268,300	291,000	332,700
	2	173,900	201,500	248,000	269,200	292,600	334,800
	3	175,400	203,500	249,800	270,100	294,200	336,800
	4	176,800	205,400	251,600	271,000	296,000	339,000
	5	178,200	207,500	253,000	271,500	297,600	341,000
	6	179,700	209,500	254,300	272,500	299,400	343,100
	7	181,200	211,700	255,400	273,200	301,100	345,200
	8	182,700	213,800	256,700	274,100	302,800	347,300
	9	183,900	215,800	257,500	275,200	304,500	348,800
	10	185,600	217,200	258,400	275,800	306,100	350,800
	11	187,200	218,600	259,300	276,800	307,400	352,700
	12	188,700	219,800	260,100	277,800	308,700	354,700
	13	190,100	221,200	261,200	278,800	310,200	356,600
	14	192,100	222,600	262,200	279,800	311,800	358,700
	15	194,100	224,100	263,000	280,800	313,600	360,800
	16	196,100	225,300	263,900	281,900	315,400	362,800
	17	198,100	226,700	264,400	283,200	317,100	364,800
	18	200,100	228,200	265,300	284,400	318,700	366,800
	19	202,100	229,700	266,100	285,400	320,400	368,900
	20	204,100	231,200	266,900	286,600	322,100	371,000
	21	206,100	232,300	267,800	288,100	323,500	372,700
	22	208,000	234,000	268,500	289,700	325,000	374,800
	23	210,100	235,700	269,400	291,000	326,500	376,900
	24	212,200	237,300	270,200	292,300	328,000	378,900
	25	213,800	238,600	271,200	293,400	329,400	380,900
	26	215,100	240,300	272,000	295,000	330,800	382,500
	27	216,300	242,000	272,900	296,700	332,300	384,400
	28	217,600	243,700	273,900	298,200	333,900	386,300
	29	218,800	245,300	275,100	299,200	335,000	388,100
	30	219,900	246,700	276,300	300,600	336,500	389,800
	31	221,200	248,000	277,800	302,000	337,900	391,700
	32	222,300	249,100	279,100	303,500	339,400	393,500
	33	223,600	250,100	280,600	304,900	341,000	395,200
	34	224,900	251,200	282,000	306,400	342,500	396,900
	35	226,200	252,100	283,200	308,000	344,100	398,700
	36	227,500	253,100	284,400	309,600	345,600	400,400
	37	228,600	253,800	285,900	310,900	347,300	402,000
	38	230,000	254,800	287,100	312,300	348,900	403,700
	39	231,300	255,700	288,500	313,700	350,400	405,500
40	232,700	256,700	289,700	315,300	352,000	407,300	

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	41	233,600	257,100	290,700	316,800	353,200	408,800
	42	235,000	258,000	292,000	318,200	354,700	410,300
	43	236,300	258,800	293,300	319,600	356,200	411,800
	44	237,700	259,500	294,700	321,100	357,600	413,100
	45	238,900	260,300	296,000	321,900	359,200	414,200
	46	240,300	261,000	297,400	323,300	360,200	415,300
	47	241,600	261,900	298,900	324,700	361,700	416,400
	48	242,900	262,700	300,400	326,200	363,000	417,600
	49	243,800	263,500	301,500	327,300	364,400	418,900
	50	244,900	264,400	302,800	328,700	365,800	420,000
	51	245,900	265,300	304,000	330,000	367,100	421,200
	52	246,900	266,300	305,400	331,300	368,500	422,300
	53	247,600	267,400	306,800	332,700	370,000	423,500
	54	248,600	268,600	308,100	334,100	371,200	424,500
	55	249,500	269,900	309,500	335,500	372,300	425,600
	56	250,400	271,200	310,900	336,800	373,500	426,700
	57	251,100	272,600	311,700	337,700	374,600	427,800
	58	252,100	274,100	312,900	339,000	375,500	428,300
	59	252,700	275,500	314,100	340,200	376,500	428,900
	60	253,500	276,900	315,500	341,500	377,500	429,300
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	61	254,300	278,200	316,600	342,600	378,100	429,900
	62	255,100	279,500	317,900	343,500	378,900	430,400
	63	255,900	280,900	319,200	344,700	379,700	430,800
	64	256,700	282,000	320,400	346,000	380,500	431,300
	65	257,400	283,100	321,700	347,100	381,200	431,900
	66	258,100	284,400	323,000	348,300	381,900	432,300
	67	258,900	285,700	324,300	349,500	382,700	432,600
	68	259,600	287,000	325,600	350,600	383,400	432,900
	69	260,400	288,100	326,300	351,600	384,000	433,300
	70	261,200	289,600	327,400	352,600	384,600	
	71	262,100	291,100	328,500	353,700	385,300	
	72	263,100	292,500	329,400	354,800	385,900	
	73	264,400	293,500	330,700	355,600	386,600	
	74	265,700	294,900	331,400	356,700	387,100	
	75	266,800	296,100	332,500	357,800	387,700	
	76	267,900	297,400	333,700	358,900	388,200	
	77	268,800	298,800	334,800	359,600	388,600	
	78	269,800	300,100	336,000	360,400	389,200	
	79	271,000	301,300	337,100	361,200	389,700	
	80	272,000	302,600	338,300	361,900	390,000	
	81	272,900	303,100	339,400	362,500	390,300	
	82	273,800	304,300	340,500	363,000	390,800	
	83	274,800	305,400	341,500	363,600	391,200	
	84	275,700	306,600	342,600	364,100	391,500	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	85	276,500	307,700	343,500	364,700	391,800	
	86	277,300	308,900	344,500	365,200	392,300	
	87	278,200	310,100	345,400	365,800	392,800	
	88	279,100	311,200	346,400	366,300	393,200	
	89	279,900	312,500	347,400	366,700	393,500	
	90	280,800	313,700	348,200	367,100	393,900	
	91	281,600	314,900	349,000	367,700	394,400	
	92	282,600	316,100	349,800	368,200	394,800	
	93	283,500	316,900	350,400	368,500	395,200	
	94	284,500	317,600	351,000	369,000		
	95	285,400	318,300	351,700	369,400		
	96	286,400	318,900	352,300	369,700		
	97	287,000	319,600	352,700	370,300		
	98	287,800	319,900	353,100	370,800		
	99	288,400	320,500	353,600	371,300		
	100	289,300	321,200	354,000	371,800		
	101	290,100	321,600	354,500	372,400		
	102	290,900	322,200	354,900	372,900		
	103	291,700	322,800	355,400	373,400		
	104	292,500	323,400	355,800	373,800		
	105	293,200	323,800	356,100	374,400		
	106	293,700	324,300	356,600	374,900		
	107	294,200	324,800	357,000	375,400		
	108	294,700	325,300	357,300	375,900		
	109	294,900	325,700	357,800	376,500		
	110	295,200	326,100	358,300	376,900		
	111	295,400	326,400	358,800	377,400		
	112	295,800	326,700	359,300	377,900		
	113	296,100	327,100	359,800	378,500		
	114	296,300	327,500	360,300			
	115	296,700	327,900	360,800			
	116	297,000	328,200	361,200			
	117	297,300	328,400	361,600			
	118	297,600	328,700	362,000			
	119	297,900	329,100	362,500			
	120	298,300	329,300	363,000			
	121	298,600	329,500	363,400			
	122	299,000	329,800	363,900			
	123	299,300	330,100	364,400			
	124	299,700	330,400	364,900			
	125	299,900	330,600	365,200			
	126	300,100	330,900				
	127	300,400	331,300				
	128	300,800	331,500				

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	129	301,000	331,700				
	130	301,300	331,900				
	131	301,700	332,300				
	132	302,100	332,500				
	133	302,300	332,800				
	134	302,600	333,200				
	135	303,000	333,600				
	136	303,300	334,000				
	137	303,500	334,300				
	138	303,800	334,700				
	139	304,200	335,100				
	140	304,500	335,500				
	141	304,700	335,800				
	142	305,100	336,200				
	143	305,500	336,500				
	144	305,800	336,900				
	145	306,000	337,200				
	146	306,200	337,600				
	147	306,500	338,000				
	148	306,900	338,400				
	149	307,100	338,700				
	150	307,300	339,100				
	151	307,600	339,500				
	152	307,900	339,900				
	153	308,300	340,200				
	154	308,500					
	155	308,700					
	156	309,000					
	157	309,300					
	158	309,600					
	159	309,900					
	160	310,200					
161	310,600						
162	310,900						
163	311,200						
164	311,500						
165	311,900						
166	312,200						
167	312,500						
168	312,800						
169	313,200						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 237,700	円 258,000	円 265,200	円 275,400	円 291,700	円 328,800

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	167,000	210,000	270,100	334,800	419,500
	2	168,500	211,700	272,500	337,000	421,300
	3	170,000	213,300	274,800	339,100	423,100
	4	171,500	215,000	277,000	341,100	424,800
	5	173,100	216,800	279,400	343,200	426,300
	6	175,000	218,400	281,700	345,000	427,800
	7	176,800	220,100	283,900	346,800	429,700
	8	178,600	221,700	286,000	348,400	431,600
	9	180,300	223,500	288,100	350,100	433,400
	10	182,400	225,400	290,400	352,200	435,200
	11	184,400	227,300	292,700	354,300	437,100
	12	186,300	229,200	294,800	356,400	438,900
	13	188,200	230,700	297,200	358,500	440,600
	14	190,300	232,700	299,000	360,500	442,500
	15	192,400	234,700	300,900	362,500	444,300
	16	194,500	236,700	302,600	364,500	446,200
	17	196,700	238,500	304,400	366,100	447,900
	18	199,000	241,200	306,700	368,000	449,700
	19	201,500	243,900	308,900	369,800	451,500
	20	203,800	246,600	311,300	371,800	453,300
	21	206,200	249,200	313,500	373,400	454,900
	22	207,800	252,000	315,900	375,300	456,600
	23	209,500	254,600	318,100	377,100	458,500
	24	211,200	257,300	320,700	379,000	460,200
	25	212,700	259,600	323,100	380,300	461,900
	26	214,200	262,000	325,400	382,100	463,500
	27	215,900	264,500	327,600	383,900	465,100
	28	217,500	266,700	329,700	385,800	466,600
	29	219,000	269,200	331,800	387,600	468,100
	30	220,700	271,500	333,400	389,500	469,400
	31	222,400	273,700	335,000	391,400	470,700
	32	224,100	275,800	336,600	393,400	472,000
	33	225,500	277,900	338,400	395,100	473,200
	34	227,300	280,100	340,500	396,800	473,900
	35	229,100	282,200	342,600	398,400	474,600
	36	230,800	284,100	344,600	400,200	475,300
	37	232,300	286,400	346,700	401,400	475,900
	38	234,100	288,100	348,800	402,900	476,600
	39	235,900	290,000	351,000	404,300	477,300
40	237,700	291,800	353,100	405,700	478,000	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	239,400	293,200	355,000	407,400	478,600
	42	241,100	295,300	357,100	408,800	479,300
	43	242,700	297,300	359,000	410,100	480,000
	44	244,300	299,500	361,100	411,600	480,700
	45	245,500	301,500	362,900	413,200	481,300
	46	246,800	303,900	364,900	414,500	
	47	248,100	306,100	366,800	416,000	
	48	249,200	308,700	368,800	417,600	
	49	250,500	310,900	370,400	419,300	
	50	251,900	313,300	372,200	420,700	
	51	253,100	315,600	374,100	422,300	
	52	254,500	317,800	376,100	423,800	
	53	255,600	319,900	377,900	425,500	
	54	256,800	321,700	379,700	427,000	
	55	258,100	323,300	381,500	428,600	
	56	259,100	324,900	383,200	430,200	
	57	260,400	326,800	384,700	431,700	
	58	261,100	328,900	386,300	433,200	
	59	262,200	331,000	388,000	434,400	
	60	263,200	333,000	389,700	435,600	
	61	264,300	335,100	390,900	436,800	
	62	265,200	337,200	392,300	438,100	
	63	266,300	339,400	393,700	439,400	
	64	267,100	341,600	395,000	440,600	
	65	268,400	343,300	396,400	441,800	
	66	269,800	345,500	397,600	443,000	
	67	271,200	347,500	399,000	444,200	
	68	272,800	349,700	400,400	445,400	
	69	274,100	351,500	401,700	446,600	
	70	275,400	353,400	403,000	447,800	
	71	276,700	355,400	404,400	449,000	
	72	278,000	357,400	405,700	450,200	
	73	279,000	359,000	407,000	451,300	
	74	280,200	360,900	408,400	451,900	
	75	281,500	362,700	409,800	452,400	
	76	282,500	364,600	411,100	452,900	
	77	283,400	366,400	412,300	453,400	
	78	284,400	368,100	413,500	454,000	
	79	285,400	369,800	414,800	454,500	
	80	286,400	371,400	416,200	455,000	

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	81	287,500	372,900	417,500	455,500	
	82	288,700	374,400	418,700	456,100	
	83	289,900	375,900	419,700	456,600	
	84	291,100	377,300	420,900	457,100	
	85	292,100	378,400	422,100	457,600	
	86	293,200	379,800	423,300		
	87	294,200	381,200	424,500		
	88	295,400	382,500	425,500		
	89	296,500	383,800	426,600		
	90	297,600	385,100	427,600		
	91	298,800	386,300	428,600		
	92	300,000	387,600	429,600		
	93	300,500	388,900	430,500		
	94	301,500	390,000	431,300		
	95	302,600	391,300	432,100		
	96	303,800	392,500	432,900		
	97	304,800	393,900	433,700		
	98	305,900	394,900	434,100		
	99	306,900	396,000	434,500		
100	308,000	397,000	434,900			
101	308,900	397,900	435,300			
102	310,000	398,900	435,600			
103	311,100	400,000	435,900			
104	312,100	401,100	436,200			
105	312,700	401,800	436,500			
106	313,600	402,700	436,800			
107	314,400	403,600	437,100			
108	315,200	404,500	437,300			
109	316,100	405,300	437,500			
110	316,500	406,200	437,800			
111	316,900	407,000	438,100			
112	317,400	407,800	438,300			
113	318,000	408,400	438,500			
114	318,400	409,100	438,800			
115	318,900	409,800	439,100			
116	319,400	410,500	439,300			
117	320,000	411,100	439,500			
118	320,500	411,600				
119	320,900	412,000				
120	321,400	412,400				

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	121	321,900	412,800			
	122	322,300	413,100			
	123	322,800	413,400			
	124	323,300	413,600			
	125	323,900	413,800			
	126	324,200	414,100			
	127	324,500	414,400			
	128	324,800	414,600			
	129	325,000	414,800			
	130	325,300	415,100			
	131	325,600	415,400			
	132	325,900	415,600			
	133	326,100	415,800			
	134	326,300	416,100			
	135	326,500	416,400			
	136	326,800	416,600			
	137	327,100	416,800			
	138	327,300	417,100			
	139	327,600	417,400			
	140	327,900	417,600			
	141	328,100	417,800			
	142	328,300	418,100			
	143	328,600	418,400			
	144	328,800	418,600			
	145	329,100	418,800			
	146	329,300				
	147	329,600				
148	329,900					
149	330,100					
150	330,300					
151	330,600					
152	330,900					
153	331,100					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 236,600	円 276,900	円 305,600	円 333,700	円 417,800

- 備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会及び人事委員会
が共同で定める規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円（同規則で定める職員に
あつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得
た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校教育職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	167,000	182,800	270,100	298,600	409,300
	2	168,500	184,900	272,500	301,200	410,800
	3	170,000	187,000	274,800	304,000	412,300
	4	171,500	189,200	277,000	306,400	413,800
	5	173,100	191,200	279,400	308,900	415,200
	6	175,000	193,200	281,700	311,000	416,600
	7	176,800	195,300	283,900	313,300	418,100
	8	178,600	197,400	286,000	315,400	419,700
	9	180,300	199,600	288,100	317,500	421,100
	10	182,400	202,200	290,400	319,800	422,500
	11	184,400	204,800	292,700	322,200	423,900
	12	186,300	207,400	294,800	324,700	425,200
	13	188,200	210,000	297,200	327,100	426,500
	14	190,300	211,700	299,000	329,000	427,900
	15	192,400	213,300	300,900	330,900	429,300
	16	194,500	215,000	302,600	333,000	430,700
	17	196,700	216,800	304,400	334,800	431,900
	18	199,000	218,400	306,700	337,000	433,200
	19	201,500	220,100	308,900	339,100	434,400
	20	203,800	221,700	311,300	341,100	435,700
	21	206,200	223,500	313,500	343,200	436,800
	22	207,800	225,400	315,900	345,000	438,000
	23	209,500	227,300	318,100	346,800	439,300
	24	211,200	229,200	320,700	348,400	440,600
	25	212,700	230,700	323,100	350,100	441,900
	26	214,100	232,700	325,400	351,900	443,100
	27	215,700	234,700	327,600	353,800	444,100
	28	217,200	236,700	329,700	355,700	445,200
	29	218,900	238,500	331,800	357,500	446,400
	30	220,600	241,200	333,400	359,300	447,200
	31	222,300	243,900	335,000	361,000	448,000
	32	224,000	246,600	336,600	362,900	448,900
	33	225,300	249,200	338,400	364,200	449,800
	34	227,000	252,000	340,500	365,900	450,300
	35	228,700	254,600	342,600	367,400	450,800
	36	230,300	257,300	344,600	369,200	451,300
	37	231,700	259,600	346,600	371,100	451,800
	38	233,400	262,000	348,500	372,600	452,300
	39	235,100	264,500	350,500	373,900	452,800
40	236,800	266,700	352,400	375,500	453,300	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	41	238,400	269,200	353,900	376,600	453,800
	42	240,100	271,500	355,700	378,000	454,300
	43	241,700	273,700	357,300	379,400	454,800
	44	243,300	275,800	359,000	380,900	455,300
	45	244,900	277,900	360,800	382,300	455,800
	46	246,400	280,100	362,500	383,900	
	47	247,700	282,200	363,800	385,500	
	48	249,000	284,100	365,400	387,000	
	49	250,100	286,400	366,600	388,400	
	50	251,400	288,100	368,100	389,900	
	51	252,800	290,000	369,700	391,400	
	52	253,900	291,800	371,300	392,800	
	53	255,000	293,200	372,700	394,000	
	54	256,400	295,300	374,200	395,300	
	55	257,400	297,300	375,700	396,400	
	56	258,400	299,500	377,200	397,500	
	57	259,600	301,500	378,700	398,900	
	58	260,600	303,900	380,100	400,100	
	59	261,700	306,100	381,500	401,300	
	60	262,700	308,700	382,800	402,600	
	61	263,900	310,900	383,700	403,800	
	62	264,600	313,300	384,900	404,800	
	63	265,500	315,600	386,100	406,200	
	64	266,100	317,800	387,200	407,500	
	65	267,100	319,900	388,100	408,700	
	66	268,500	321,700	389,300	409,800	
	67	269,600	323,300	390,300	411,000	
	68	270,900	324,900	391,400	412,100	
	69	272,400	326,800	392,600	413,100	
	70	273,900	328,900	393,600	414,300	
	71	275,200	331,000	394,700	415,500	
	72	276,600	333,000	395,900	416,700	
	73	277,400	335,100	396,900	417,300	
	74	278,400	337,200	398,000	418,100	
	75	279,600	339,400	399,100	418,800	
	76	280,600	341,600	400,200	419,300	
	77	281,800	343,300	401,100	419,600	
	78	282,800	345,200	402,000	420,000	
	79	284,000	346,900	403,000	420,400	
80	284,900	348,700	404,000	420,800		

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	81	286,100	350,500	404,800	421,100	
	82	286,900	352,300	405,600	421,500	
	83	287,900	353,700	406,300	421,900	
	84	288,900	355,500	407,100	422,200	
	85	289,800	356,700	407,800	422,500	
	86	290,700	358,300	408,600	422,900	
	87	291,400	359,800	409,300	423,300	
	88	292,400	361,300	410,000	423,600	
	89	293,400	362,600	410,600	423,900	
	90	294,300	363,900	411,300	424,200	
	91	295,200	365,300	411,800	424,500	
	92	296,000	366,700	412,500	424,700	
	93	296,300	368,200	412,900	424,900	
	94	297,000	369,500	413,300	425,200	
	95	297,700	370,800	413,600	425,500	
	96	298,500	372,000	413,900	425,700	
	97	299,300	373,000	414,200	425,900	
	98	300,100	374,000	414,500	426,200	
	99	300,900	375,000	414,800	426,500	
100	301,600	376,000	415,000	426,700		
101	302,500	376,900	415,200	426,900		
102	303,000	377,900	415,500			
103	303,500	378,900	415,800			
104	304,000	379,900	416,000			
105	304,200	380,700	416,200			
106	304,600	381,600	416,500			
107	304,900	382,500	416,800			
108	305,100	383,500	417,000			
109	305,300	384,300	417,200			
110	305,500	385,300	417,500			
111	305,800	386,300	417,800			
112	306,100	387,300	418,000			
113	306,300	387,900	418,200			
114	306,500	388,800	418,500			
115	306,700	389,700	418,800			
116	307,000	390,600	419,000			
117	307,300	391,400	419,200			
118	307,600	392,100				
119	307,900	392,900				
120	308,200	393,700				

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	121	円 308,400	円 394,300	円	円	円
	122	308,600	395,100			
	123	308,800	395,800			
	124	309,100	396,500			
	125	309,400	397,100			
	126		397,800			
	127		398,300			
	128		398,900			
	129		399,600			
	130		400,200			
	131		400,700			
	132		401,200			
	133		401,500			
	134		401,800			
	135		402,100			
	136		402,400			
	137		402,700			
138		403,000				
139		403,300				
140		403,600				
141		403,900				
142		404,200				
143		404,500				
144		404,800				
145		405,000				
146		405,300				
147		405,600				
148		405,800				
149		406,000				
150		406,300				
151		406,600				
152		406,800				
153		407,000				
154		407,300				
155		407,600				
156		407,800				
157		408,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 227,800	円 273,700	円 300,700	円 327,000	円 407,800

- 備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円（同規則で定める職員にあっては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として同規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職員給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	157,700	194,100	229,400	284,700	329,600
	2	159,100	195,700	231,000	286,600	331,600
	3	160,500	197,300	232,600	288,700	333,800
	4	161,900	198,900	234,200	290,700	336,000
	5	163,100	200,400	235,600	292,800	337,800
	6	164,900	201,900	237,200	294,900	340,000
	7	166,600	203,500	238,700	296,800	342,000
	8	168,200	205,000	240,300	298,800	344,200
	9	169,800	206,600	241,200	300,600	346,000
	10	171,500	208,300	242,600	302,500	348,100
	11	173,100	209,900	244,000	304,100	350,200
	12	174,900	211,600	245,100	305,700	352,300
	13	176,300	213,000	246,600	307,700	353,800
	14	178,100	214,600	247,900	309,600	355,800
	15	180,000	216,200	249,100	311,700	357,700
	16	181,800	217,800	250,400	313,700	359,700
	17	183,700	219,200	251,200	315,700	361,500
	18	185,200	220,800	252,400	317,700	363,500
	19	187,000	222,500	253,500	319,800	365,500
	20	188,800	224,200	254,600	321,900	367,500
	21	190,300	225,500	256,000	323,700	369,300
	22	191,800	227,000	256,800	325,700	371,300
	23	193,300	228,400	257,700	327,500	373,400
	24	194,800	229,900	258,600	329,500	375,500
	25	196,400	231,100	259,600	331,200	376,900
	26	197,700	232,500	260,700	333,100	378,700
	27	199,200	233,800	261,800	335,100	380,500
	28	200,600	235,000	263,000	337,100	382,200
	29	202,100	236,200	264,400	338,400	384,000
	30	203,300	237,500	266,000	340,200	385,500
	31	204,600	239,000	267,600	341,900	387,100
	32	205,900	240,300	269,100	343,700	388,800
	33	207,300	241,300	270,400	345,400	390,100
	34	208,700	242,600	272,100	347,200	391,400
	35	210,000	243,500	273,700	349,100	392,700
	36	211,400	244,700	275,300	350,900	393,900
	37	212,500	246,000	276,700	352,700	395,000
	38	213,800	247,100	278,200	354,400	396,200
	39	215,100	248,200	279,800	356,000	397,300
40	216,400	249,300	281,200	357,700	398,400	

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	217,500	250,400	282,400	358,900	399,200
	42	218,700	251,300	283,800	360,000	400,000
	43	219,900	252,200	285,300	361,200	400,800
	44	221,100	253,000	286,800	362,400	401,600
	45	222,200	254,100	288,300	363,600	402,000
	46	223,300	255,400	290,000	364,400	402,600
	47	224,300	256,700	291,700	365,600	403,100
	48	225,300	257,900	293,300	366,700	403,500
	49	226,200	259,400	294,500	367,700	403,900
	50	227,100	260,800	296,100	368,700	404,200
	51	228,000	262,000	297,400	369,700	404,500
	52	228,900	263,200	299,000	370,700	404,800
	53	229,200	264,200	300,300	371,500	405,100
	54	230,000	265,500	301,800	372,300	405,400
	55	230,600	266,800	303,200	373,200	405,700
	56	231,400	267,900	304,700	374,100	406,000
	57	232,100	268,700	305,700	374,600	406,300
	58	232,800	269,900	306,900	375,400	406,600
	59	233,400	271,100	308,100	376,200	406,900
	60	234,000	272,200	309,500	377,000	407,300
	61	234,700	273,100	310,800	377,400	407,500
	62	235,300	274,200	312,000	378,100	407,800
	63	235,900	275,300	313,300	378,800	408,100
	64	236,600	276,400	314,500	379,500	408,400
	65	237,200	277,200	315,900	379,900	408,600
	66	237,900	278,300	316,700	380,500	
	67	238,600	279,200	317,500	381,200	
	68	239,300	280,300	318,300	381,800	
	69	239,900	281,300	318,900	382,200	
	70	240,500	282,300	319,600	382,700	
	71	241,100	283,400	320,300	383,200	
	72	241,600	284,500	320,900	383,700	
	73	242,200	285,100	321,600	384,300	
74	242,900	285,800	321,800	384,800		
75	243,600	286,300	322,400	385,400		
76	244,100	287,100	323,000	386,000		
77	244,500	287,900	323,600	386,500		
78	245,000	288,500	324,100	387,000		
79	245,500	289,100	324,600	387,500		
80	245,800	289,700	325,100	388,000		
81	246,100	290,400	325,700	388,300		
82	246,400	290,900	326,200	388,800		
83	246,700	291,300	326,600	389,200		
84	247,000	291,700	327,100	389,600		

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	85	円 247,300	円 291,900	円 327,600	円 390,000	円
	86		292,100	328,000		
	87		292,300	328,200		
	88		292,500	328,600		
	89		292,900	329,000		
	90		293,100	329,400		
	91		293,300	329,800		
	92		293,500	330,200		
	93		293,900	330,500		
	94		294,100	330,700		
	95		294,300	331,100		
	96		294,600	331,400		
	97		295,000	331,600		
98		295,300	331,900			
99		295,500	332,200			
100		295,800	332,500			
101		296,100	332,700			
102		296,300	333,000			
103		296,500	333,400			
104		296,800	333,600			
105		297,100	333,800			
106			334,000			
107			334,400			
108			334,600			
109			334,800			
110			335,200			
111			335,600			
112			336,000			
113			336,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 191,300	円 217,900	円 246,100	円 284,700	円 325,400

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	401,000
2	459,000
3	519,000
4	599,000
5	696,000
6	794,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	335,000
2	370,000
3	397,000

別記第3

第4条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	379,000
2	425,000
3	475,000
4	536,000
5	611,000
6	713,000
7	833,000

参 考 资 料

目 次

I 職員給与関係資料

令和4年人事統計調査の概要	67
第1表 総括表	69
第2表 給料表別、部局別職員数	70
第3表 給料表別、部局別平均給与月額	71
第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	72
第5表 給料表別、級別、号給別職員数	74
第6表 給料表別、級別、年齢別職員数	94
第7表 給料表別、級別、学歴別職員数	106
第8表 扶養の状況	108
その1 扶養親族数別職員数	108
その2 扶養親族数	108
その3 扶養手当の状況	109
第9表 住居手当の状況	110
第10表 通勤手当の状況	111

II 民間給与関係資料

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	113
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	114
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	115
第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	116
その1 公民給与比較の職種	116
(1) 規模計	119
(2) 規模500人以上	119
(3) 規模100人以上500人未満	122
(4) 規模100人未満	125
参 考	128
行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	128
その2 その他の職種	129
第14表 初任給の改定状況	130
第15表 扶養（家族）手当の支給状況	130
第16表 特別給の支給状況	131
第17表 給与改定の状況	131
第18表 定期昇給の実施状況	131
第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	132
第20表 在宅勤務関連手当の支給状況	132
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	132
その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	132

III 生計費関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法	134
第21表 費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月）	135
その1 津市	135
その2 全国	135
参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	135

IV 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標	136
-------------	-----

V 経年統計資料

第23表 部局別、給料表別職員数の状況	138
第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	140

I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。

令和4年人事統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査の時期

令和4年4月1日

3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で令和4年4月1日に在職する者

4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1箇月当たりの運賃等の月額及び家賃の額等

5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

6 調査結果の概要

この参考資料第1表から第10表までのとおりである。

第1表 総括表

給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
区分												
職 員 数	男	3,419 人 69.1 %	2,672 88.7	156 78.0	31 72.1	67 39.9	25 19.7	1,780 57.3	3,547 45.3	— —	3 100.0	11,700 60.2
	女	1,528 人 30.9 %	339 11.3	44 22.0	12 27.9	101 60.1	102 80.3	1,324 42.7	4,286 54.7	— —	— —	7,736 39.8
	計	4,947 人 100.0 %	3,011 100.0	200 100.0	43 100.0	168 100.0	127 100.0	3,104 100.0	7,833 100.0	— —	3 100.0	19,436 100.0
学 歴 構 成	大学	3,569 人 72.1 %	1,874 62.2	197 98.5	43 100.0	139 82.7	57 44.9	3,019 97.3	7,509 95.9	— —	2 66.7	16,409 84.4
	短大	406 人 8.2 %	157 5.2	3 1.5	— —	29 17.3	69 54.3	60 1.9	324 4.1	— —	— —	1,048 5.4
	高校	967 人 19.6 %	976 32.5	— —	— —	— —	1 0.8	25 0.8	— —	— —	1 33.3	1,970 10.2
	中学	5 人 0.1 %	4 0.1	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	9 0.0
平均年齢		43.4 歳	39.0	41.9	43.4	43.2	42.6	45.6	41.6	—	48.5	42.3
平均経験年数		21.7 年	17.9	18.7	19.6	20.2	19.1	22.8	19.1	—	—	20.2
平均扶養親族数		2.0 人	2.3	2.1	2.1	1.9	1.7	2.0	2.0	—	—	2.1
平均給与月額	給料	337,657 円	334,808	363,902	444,084	357,827	329,024	394,885	362,798	—	601,667	357,151
	扶養手当	8,981 円	13,148	10,110	8,453	5,943	4,681	9,031	6,823	—	—	8,719
	地域手当	16,668 円	16,207	17,417	77,938	16,997	15,443	18,730	17,323	—	27,677	17,330
	管理職手当	8,839 円	2,582	4,630	34,574	5,741	2,017	3,279	6,610	—	—	6,024
	その他	5,794 円	5,158	7,602	312,802	9,017	5,734	5,697	5,919	—	—	6,455
	計	377,939 円	371,903	403,661	877,851	395,525	356,899	431,622	399,473	—	629,344	395,679

- (注) 1 再任用職員は含まない。(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第24表において同じ。)
- 2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。
- 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第4表及び第24表において同じ。)
- 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)
- 5 給料には次の額を含む。(第3表、第4表及び第24表において同じ。)
- ・給料の調整額
 - ・教職調整額
- 6 その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第3表において同じ。)

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

給料表		行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	
区分		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定	計
		職	職	職	職	職	職	等	校	栄	任	
					(一)	(二)	(三)	教	教	養	期	
								育	育	職	付	
								職	職	員	職	
											員	
知事部局		3,553		182	43	168	127				3	4,076
警察		324	3,011	18								3,353
教育委員会	事務局	251										251
	県立校	325						3,104				3,429
	市町立校	412							7,833			8,245
議会		34										34
選挙管理委員会		5										5
監査委員		20										20
人事委員会		12										12
労働委員会		9										9
海区漁業調整委員会		2										2
計		4,947	3,011	200	43	168	127	3,104	7,833	—	3	19,436
企業庁		172										172
病院事業庁		51			18	28	164					261
合計		5,170	3,011	200	61	196	291	3,104	7,833	—	3	19,869

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区分		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	計	
	部局									
行政職	知事部局		3,553	340,151	9,848	16,956	9,994	6,094	383,043	
	各種委員会		333	368,380	11,895	18,487	11,420	5,127	415,309	
	警察		324	311,385	4,537	14,689	3,421	3,942	337,974	
	小計		4,210	340,170	9,602	16,903	9,601	5,852	382,128	
	県立学校		325	350,321	6,905	16,900	10,174	3,760	388,060	
	市町立学校		412	301,985	4,274	14,088	—	6,800	327,147	
	計		4,947	337,657	8,981	16,668	8,839	5,794	377,939	
公安職	警察		3,011	334,808	13,148	16,207	2,582	5,158	371,903	
研究職	知事部局		182	366,001	10,088	17,534	5,088	8,066	406,777	
	警察		18	342,678	10,333	16,238	—	2,917	372,166	
	計		200	363,902	10,110	17,417	4,630	7,602	403,661	
医療職(一)	知事部局		43	444,084	8,453	77,938	34,574	312,802	877,851	
医療職(二)	知事部局		168	357,827	5,943	16,997	5,741	9,017	395,525	
医療職(三)	知事部局		127	329,024	4,681	15,443	2,017	5,734	356,899	
高校等教育職	高校		2,280	391,759	9,606	18,627	3,585	6,015	429,592	
	特別支援学校		824	403,534	7,439	19,016	2,431	4,817	437,237	
	計		3,104	394,885	9,031	18,730	3,279	5,697	431,622	
中小校教育職	中学校		2,707	364,507	7,998	17,442	5,780	6,856	402,583	
	小学校		5,126	361,895	6,202	17,260	7,048	5,424	397,829	
	計		7,833	362,798	6,823	17,323	6,610	5,919	399,473	
学校栄養職員	県立・市町立学校		—	—	—	—	—	—	—	
特定任期付職員	知事部局		3	601,667	—	27,677	—	—	629,344	
合計			19,436	357,151	8,719	17,330	6,024	6,455	395,679	
行政職	企業庁		172	353,513	12,983	17,276	9,083	4,805	397,660	
	病院事業庁		51	331,980	10,059	16,113	8,261	5,308	371,721	
		医療職(一)		18	434,406	12,000	76,647	32,639	371,422	927,114
		医療職(二)		28	329,207	11,054	15,652	—	5,311	361,224
		医療職(三)		164	333,096	9,555	15,804	932	4,041	363,428
総計			19,869	356,887	8,773	17,365	6,030	6,747	395,802	

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級			
行政	1	193,490 円	24.3 歳	2.7 年
	2	230,451	28.3	6.3
	3	287,500	35.4	13.2
	4	369,468	46.0	24.5
	5	394,457	51.8	30.5
	6	408,696	55.8	34.2
	7	436,467	57.1	35.0
	8	464,034	57.6	35.3
	9	505,486	58.0	35.7
	10	824,000	60.0	38.0
職公	計	337,657	43.4	21.7
公安	1	202,751	21.6	2.4
	2	251,157	28.0	7.0
	3	306,570	36.2	14.7
	4	368,054	42.9	21.3
	5	411,471	49.1	28.4
	6	425,132	49.5	28.0
	7	437,948	52.5	31.7
	8	456,133	55.8	35.6
	9	478,008	57.4	34.1
職研	計	334,808	39.0	17.9
研究	1	—	—	—
	2	263,269	29.5	6.6
	3	375,676	42.4	18.6
	4	431,124	50.3	27.3
	5	464,509	55.2	32.3
職医	計	363,902	41.9	18.7
療職(一)	1	326,225	30.2	7.5
	2	391,680	34.4	11.3
	3	519,820	51.7	27.6
	4	551,445	58.5	33.2
	計	444,084	43.4	19.6
療職(二)	1	—	—	—
	2	224,700	28.5	4.9
	3	271,757	33.0	9.9
	4	355,138	42.3	19.0
	5	404,673	49.2	26.3
	6	446,812	53.8	31.1
職医	計	357,827	43.2	20.2
療職(三)	1	—	—	—
	2	237,809	27.8	5.0
	3	278,787	36.5	10.4
	4	346,395	47.4	22.7
	5	386,538	51.1	29.3
	6	430,590	55.8	33.3
職高	計	329,024	42.6	19.1
教育職	1	291,268	37.3	13.8
	2	393,082	45.2	22.5
	特2	450,904	51.7	29.1
	3	456,921	53.2	30.7
	4	481,237	57.0	34.5
	計	394,885	45.6	22.8
中小学校教育職	1	—	—	—
	2	349,925	39.5	17.0
	特2	424,315	47.9	25.1
	3	431,281	52.7	30.3
	4	446,610	57.2	35.0
職学	計	362,798	41.6	19.1
学校栄養職員	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	—	—	—
	5	—	—	—
職特	計	—	—	—
特定任期付職員		601,667	48.5	—
合	計	357,151	42.3	20.2

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数				
		級							
行	業	1	196,220	25.1	2.8				
		2	228,791	27.7	5.7				
		3	285,765	34.7	12.7				
		4	365,605	43.8	24.0				
		5	394,395	51.1	29.6				
		6	408,952	55.5	34.3				
		7	434,829	57.8	35.4				
		8	466,900	58.0	35.0				
		9	—	—	—				
		10	—	—	—				
政	庁	計	353,513	44.9	23.6				
		職	病	1	190,650	23.8	2.5		
				2	240,300	29.5	7.3		
				3	293,179	36.1	13.4		
				4	365,700	44.8	23.0		
				5	393,147	51.6	31.0		
				6	408,175	57.8	33.3		
				7	433,300	59.0	36.0		
				8	464,700	56.0	34.0		
				9	—	—	—		
10	—			—	—				
医療職(一)	院	計	331,980	42.5	20.6				
		事	業	1	311,120	30.5	5.9		
				2	415,900	38.3	13.7		
				3	508,300	51.2	26.5		
				4	560,850	57.0	31.8		
				計	434,406	42.4	17.7		
				医療職(二)	業	1	—	—	—
						2	223,700	28.0	5.3
						3	279,133	36.8	14.5
						4	352,344	42.4	20.2
5	410,700					54.0	29.0		
6	445,800	52.9	29.9						
計	329,207	40.9	18.3						
医療職(三)	庁	1	—	—	—				
		2	257,358	33.7	10.1				
		3	283,052	39.5	10.9				
		4	332,537	44.9	19.4				
		5	381,818	51.5	27.7				
		6	429,793	55.2	32.3				
		計	333,096	44.8	19.6				
総計			356,887	42.4	20.2				

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位 人）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4						1				
5		2	2							
6										
7		1								
8		1	3							
9	17	12	1							
10		2	3							
11		15	2							
12		2	7						1	
13	13	60	3						2	
14		11	10							
15		20	9						10	
16		5	13							
17	26	47	8						3	
18		22	38						3	
19		17	24							
20		10	27					1		
21	14	35	7				1		1	
22	1	22	36							
23	3	15	26							
24	1	12	18					2		
25	14	51	12	1				1		
26	4	17	48			1		2		
27	21	25	23			1			1	
28		3	26					5		
29	111	23	15					6		
30	2	11	38					3		
31	22	5	28				7	2		
32	2	2	16	1			7	6		
33	87	5	12				8	1		
34	15	3	44	1			16			
35	20	5	28	3	1		4			
36	6	2	14				12			
37	82	5	7	6			8	1		
38	5		20	5		1	7			
39	9		17	11			9	1		
40	1	1	15	11			4			
41	4		16	13			5			
42	1	1	9	8			3			
43	2	1	28	27			3			
44	1	1	17	15			3			
45	3	2	10	12		1	1	1		
46		1	9	9			2			
47			7	25						
48			13	10			1			
49	6	1	20	14			3			
50	1		7	10	3					
51	2	1	23	28	3	4				
52		1	13	13		2				
53	5	1	8	16		2				
54			5	9	4	18	1			
55	1		16	21	2	21				
56		1	8	15		16				
57	6		2	25	4	60				
58	1		3	14	3	143				
59	2		4	30	5	57				
60	2		1	23	2	30				
61	5		4	21	7	26	3			
62	1		1	17	11	36				
63			1	30	6	16				
64		1		16	7	55				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65		3			26	16	37				
66				2	19	8	22				
67				2	17	16	12				
68					13	22	26				
69		3		1	22	26	13				
70				4	7	22	21				
71				1	13	25	4				
72				2	9	84	9				
73		1		1	23	34	6				
74				1	8	22	8				
75					9	31	6				
76					11	74	3				
77		2		1	9	28	3				
78					11	48	1				
79				1	9	38	6				
80				1	14	46	1				
81		1		1	10	29	2				
82					10	44	1				
83					3	31	1				
84		2			10	50					
85					10	22	25				
86					8	50					
87					6	30					
88					8	30					
89		1			5	15					
90				1	1	14					
91					6	19					
92					7	59					
93					111	341					
94											
95											
96				1							
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105				1							
106				2							
107											
108				2							
109											
110				1							
111				1							
112											
113				14							
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125				1							
特											1
計		532	482	866	875	1,332	698	108	32	21	1
										合計	4,947

(注)各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	16								
8									
9	6						1		
10									
11			1						
12									
13	15		1						
14									
15	6								
16									
17	30								
18									
19	6	5	1	1					
20	1	1							
21	61	41	2						
22									
23	2	13	7	1					
24		1							
25	22	50	4	2					
26	2	2	1	1					
27	2	19	2						
28		3		2					
29	1	55	7	3	1				
30		5		1					1
31		15	3	1	1				
32		3			1				
33	1	41	12	7	3				
34		5							3
35		21	10	6					2
36		1	1						
37		34	9	6					
38		6	1	2	1				1
39		22	8	6	5				
40		6		1	1				1
41		28	15	8	3				1
42		1		1					2
43		10	11	8	2	1			
44		4		3	3	1		5	1
45		21	23	13	2			2	1
46		2	7	1	1				
47		23	21	9				1	
48		5	5	3	1			3	
49	2	18	30	13	4			1	
50		6	2	1	4	1			
51		20	23	12	4		1	3	
52		5	6	2	3		1	1	
53		14	27	11	7	1	1	5	
54		1	5	8	8	1		1	
55		7	25	14	9	2	8		
56		7	5	2	2		2	1	
57		6	17	12	2	4	2	2	
58		1	9	11	3	4	6		
59		4	18	16	10	3	7		
60		1	6	8	10		1		
61		5	22	26	10		5	2	
62			9	17	9	1	3		
63		2	31	16	8	3	2		
64			8	13	8	1	4		
65		4	28	18	4	1	2		
66			6	7	8		1		
67		2	18	22	6	1	3		
68			10	8	9		3		
69		1	20	27	12	3	2		
70		1	7	16	7	1	2		
71			16	18	9	3	4		
72		1	3	16	4	5	1		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73				15	13	15	1			
74			1	8	18	10	3			
75				6	23	6	2			
76			2	5	15	11	5			
77			1	13	17	10	1	2		
78			2	3	17	9	1	1		
79			1	13	15	8	5			
80				10	9	5	4			
81			3	9	16	12	4			
82			1	5	15	8	2			
83				4	13	6	14			
84				8	16	8	1			
85				5	4	12				
86				5	11	4				
87				6	11	9	5			
88				6	10	6	3			
89				3	12	6	3			
90				2	14	8	2			
91				5	10	7	1			
92				2	13	7				
93				3	7	134	21			
94				1	10					
95				1	11					
96				1	4					
97					4					
98				2	6					
99					5					
100				2	6					
101				2	2					
102					9					
103					11					
104				2	5					
105					4					
106					5					
107				1	2					
108					6					
109				1	3					
110				2	4					
111				1	3					
112				2	1					
113				2	6					
114				2	5					
115				1	2					
116				1	3					
117					6					
118				1	3					
119					4					
120				1	4					
121				1	5					
122				2	6					
123					2					
124				1	4					
125				1	55					
126				1						
127				2						
128				2						
129				1						
130				1						
131				1						
132			1							
133				2						
134				1						
135										
136				1						
137										
138										
139										
140										
141				2						
142										
143										
144										
145										
計		173	561	684	885	486	117	65	27	13
									合計	3,011

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		5			
6					
7					
8					
9		4			
10					
11					
12					
13		8			
14					
15		2			
16		1			
17		6	1		
18		1			
19					
20					
21		1			
22		1			
23		1			
24					
25		2			
26					
27			1		
28		1			
29		1	1		
30		1			
31					
32		1			1
33		3			
34		1			1
35			3		
36					
37					
38		2	1		1
39			3		1
40			1		2
41		1	1		2
42		2	1		
43		1		1	
44			1	3	1
45		1		2	
46		2		2	2
47		1	3		1
48			1		2
49			1		
50		6	1		1
51			1	1	3
52		2	2	1	2
53			1		1
54		3		1	1
55		2	1		3
56					6
57			3	2	13
58		5	1	1	
59		1	2	3	
60			1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
61			2		
62		2	2	2	
63			2	1	
64			2		
65					
66			1	2	
67					
68			2	1	
69		1		10	
70					
71			1		
72			1		
73			1		
74			3		
75			1		
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83			1		
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		72	51	33	44
				合計	200

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		2		
11				
12				
13	2			
14		2		
15				1
16				
17	2			1
18		4		
19				
20				
21	3			
22				
23				
24				
25	2			
26				1
27				
28				1
29	1			
30				
31				
32				
33	1			
34				
35				
36				
37		1	1	
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45			1	
46				1
47				
48			2	

級 号給	1級	2級	3級	4級
49				
50				1
51		1		
52				
53				
54				
55				
56				
57				1
58				1
59				
60				
61			1	
62				
63				
64				
65	1		1	3
66				
67			1	
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			1	
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	12	10	10	11
			合計	43

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12						
13		1	3			
14						
15				1		
16						
17		5	1			
18			1	1		
19						
20			1			
21			1			
22		2	3			
23			1			
24		1		2		
25			4			
26			1	1		
27						
28				1		
29			1	1	1	
30			1	1		2
31			2	2	1	1
32				2		1
33		1	1	4		
34			1			
35			3	1	1	
36		1	1	2		1
37						
38			3	1		
39				1		1
40					2	
41			1	2	1	1
42				1		
43					2	
44				1	2	2
45					2	
46			2			
47			3			
48				1	1	
49		2	3		2	
50			1			1
51				2		1
52				1		1
53				1		37
54			1			
55				1		
56			1	2		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57					1	
58				2	1	
59						
60				2	2	
61						
62						
63					1	
64					1	
65					5	
66			1			
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		14	42	37	26	49
					合計	168

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		5				
14						
15						
16		5	1			
17			1			
18						
19						
20						
21		5	2			
22						
23						
24		1				
25		3				
26			2			
27						
28		1	1			
29		1	1			
30		1	3			
31			1			
32						
33		3	1			
34			2		1	
35				1		
36			1			
37			1			
38			2			1
39			2			
40		1				
41		1		1		
42						
43						
44		1	1			
45						
46				1		
47					1	2
48					1	1
49				1		
50						
51						
52		1		1		
53					2	
54						
55				1	2	1
56		1				2
57						
58				1		
59		1				
60						
61		1		1		
62						
63					1	
64			1			
65				1	1	
66				3	1	1
67				2		
68						
69					1	13
70				1		
71				1	1	
72						
73						
74				1		
75						
76						
77						
78					1	
79				1	1	
80				1		
81		1			2	
82					1	
83						
84				1		

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85						
86						
87					1	
88				1		
89					1	
90					2	
91						
92					3	
93					5	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		33	23	21	29	21
					合計	127

高等学校等教育職給料表
(高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		13			
6					
7					
8					
9		16			
10					
11		2			
12					
13		25			
14					
15		2			
16					
17		37			
18					
19		5			
20		1			
21		35			
22					
23		5			
24					
25		37			
26					2
27		5			
28		3			
29	2	23			2
30		2			1
31		4			2
32		2			2
33	1	29			4
34		2			5
35		7			4
36		6			3
37	2	36			7
38		2			5
39		9			5
40		6			3
41	3	41			1
42		3			3
43	1	5			4
44		4			3
45	3	43			14
46		2			
47	1	12		1	
48		8			
49	1	46			
50	1	5			
51		9			
52		3		1	
53	3	43		1	
54		9			
55		11			
56		13		2	
57		32			
58		12		3	
59	3	14		5	
60	1	25		3	
61	2	22		7	
62		13		9	
63	1	8		1	
64		22		5	
65	1	23		4	
66	3	8		2	
67	2	8		2	
68	2	27	1	5	
69		12		3	
70	3	13		4	
71	1	21	1	4	
72		19		4	
73	2	7		6	
74	2	11	1	2	
75	2	15		2	
76	1	20	1	2	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
77	2	16		4	
78	2	16		1	
79	1	17	1	2	
80	1	21		4	
81	2	8		1	
82	2	14		4	
83	2	8	1		
84		20		3	
85	3	8		1	
86		20			
87		11	1		
88	1	25			
89	2	18			
90	1	17	2		
91	3	15	1		
92		29	3		
93	1	14			
94		16			
95		23	1		
96		30	4		
97		12	1		
98		14			
99		8	2		
100	2	32			
101	1	14			
102		14			
103		18	1		
104	1	28	1		
105		17			
106		33	3		
107		18			
108	2	34			
109		27			
110	1	39			
111	2	20	1		
112		26			
113		22	1		
114		39			
115		15			
116	1	22			
117	1	21			
118		31			
119		11			
120		25			
121	1	19			
122		19			
123		15			
124		18			
125		13			
126		36			
127		15			
128	1	21			
129		12			
130		36			
131		20			
132		34			
133		36			
134		61			
135		44			
136		89			
137		99			
138		90			
139		55			
140		61			
141	1	62			
142		63			
143		41			
144		24			
145		53			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152	1				
153	1				
計	83	2,825	28	98	70
			合計		3,104

中学校・小学校教育職給料表

(中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					1
17		147			
18					
19		1			1
20					6
21		178			25
22					27
23		12			47
24		1			35
25		172			45
26					32
27		13			33
28		2			43
29		190			24
30		1			31
31		17			23
32		8			20
33		240			20
34		7			9
35		31			10
36		5			12
37		225			12
38		6			6
39		27			5
40		8			4
41		123			5
42		5			3
43		18			
44		16	1		5
45		194			3
46		6			
47		33			
48		20	2		
49		170			
50		15	1		
51		41			
52		15	2		
53		160			
54		8		1	
55		25			
56		13	1		
57		173		2	
58		18			
59		37		1	
60		21	2	1	
61		141			
62		8	1		
63		30			
64		13	2	1	
65		119	1	1	
66		12	2	2	
67		25		4	
68		71	4	4	
69		74	1	3	
70		26	3	3	
71		33	3	5	
72		70	1	9	
73		41	6	6	
74		45	2	7	
75		21	5	13	
76		70	8	14	
77		31	7	54	
78		38	5	11	
79		25	3	15	
80		70	5	46	

号給	1級	2級	特2級	3級	4級
81		21	1	20	
82		42	5	26	
83		27	2	36	
84		78	6	19	
85		36	3	41	
86		44	2	11	
87		18	3	30	
88		82	5	10	
89		25	3	22	
90		23	8	13	
91		26	4	23	
92		30	6	5	
93		25	2	12	
94		48	9	10	
95		20	4	5	
96		51	3	7	
97		21	3	7	
98		47	3	5	
99		28	5	1	
100		53	5	1	
101		26	5		
102		41	3		
103		29	5		
104		74	2		
105		23	1		
106		35	1		
107		30	1		
108		53			
109		22			
110		34	1		
111		41			
112		48	2		
113		17			
114		34	1		
115		24	1		
116		35	1		
117		25			
118		38			
119		23			
120		31			
121		20			
122		32			
123		25			
124		36			
125		17			
126		40			
127		16			
128		38			
129		28			
130		27			
131		16			
132		21			
133		17			
134		21			
135		20			
136		22			
137		16			
138		49			
139		24			
140		27			
141		19			
142		49			
143		24			
144		52			
145		47			
146		87			
147		96			
148		117			
149		151			
150		125			
151		84			
152		114			
153		96			
154		80			
155		81			
156		49			
157		95			
計		6,671	168	507	487
				合計	7,833

学校栄養職員給料表

(中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計					

特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員

号給	
1	
2	
3	1
4	
5	1
6	1
7	
計	3

(注) 学校栄養職員給料表の適用者は0であるため、すべて空欄となっている。(第6表において同じ。)

行政職給料表（企業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13			1								
14											
15				1							
16			3								
17				2							
18			2								
19				1							
20			2								
21			1	2							
22				1							
23					1						
24			1								
25											
26											
27	1			1							
28	1			1							
29	3										
30		1									
31				3				1			
32				1				1			
33	3							2	1		
34				3				1			
35				1							
36				1							
37											
38											
39				2							
40											
41					1			1			
42											
43				1	3						
44					2						
45	1			1	1						
46				1							
47					1						
48											
49					1						
50											
51				1	2			1			
52	1										
53											
54					2		2				
55				2	2	1					
56							1				
57					4	1	1				
58							4				
59					1		1				
60							1				
61					1		1				
62					1		1				
63					4	1					
64						1	1				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65						2	3				
66						1					
67					4		1				
68						2	1				
69					1	1					
70					1		1				
71					1						
72						2					
73					3	2					
74						3					
75											
76						2					
77						1	1				
78						1					
79											
80						2	1				
81											
82						1					
83											
84					1	2					
85						3					
86						1					
87						4					
88						5					
89						3					
90						1					
91											
92						4					
93						12					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		10	11	26	37	59	21	7	1		
										合計	172

行政職給料表（病院事業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21		1									
22											
23				2							
24				1							
25			3								
26											
27											
28											
29		2	2								
30				1					1		
31				2							
32											
33			1								
34								1			
35											
36											
37				1							
38				1							
39											
40					1						
41											
42											
43											
44				2							
45		1		1							
46											
47											
48											
49											
50											
51				1							
52				2	1		1				
53											
54											
55											
56											
57											
58							1				
59											
60					1						
61					1						
62							1				
63						1					
64											

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65						1					
66											
67											
68							1				
69					1	1					
70											
71											
72						1					
73					1	1					
74						1					
75						1					
76						2					
77											
78											
79											
80						1					
81											
82						1					
83											
84						1					
85						1					
86											
87											
88											
89											
90											
91											
92											
93						2					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		4	6	14	6	15	4	1	1		
										合計	51

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13				
14		1		
15				
16				
17	3			
18				
19				
20		1		
21	2			
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				1
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45		1		
46		1		
47				
48			1	

級 号給	1級	2級	3級	4級
49			1	1
50			1	
51				
52				
53				
54				
55				1
56				
57				
58		1		
59				
60				
61				
62				
63				
64				1
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	5	6	3	4
			合計	18

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15		1				
16						
17		1	1			
18			1			
19						
20				1		
21						
22						
23				1		
24						
25						
26				1		
27						
28						
29		1	1			
30						
31			1	1		
32						
33		1		1		
34						
35						
36						1
37						
38						
39						1
40						
41						
42			1			
43						
44						
45			1	1		
46			1			
47						
48						
49						
50						
51				1		
52			1			
53						3
54						
55						
56						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57				1		
58						
59				1		
60						
61						
62						
63						
64						
65					1	
66						
67						
68						
69			1			
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		4	9	9	1	5
					合計	28

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14			1			
15						
16						
17		1	1			
18						
19			2			
20			1			
21		4	1			
22			1		1	
23			1			
24		1	1			
25		1	1			
26						
27						
28		1				
29						
30			3	1		
31			1			
32		1				
33		2		2		
34			1			
35				3		
36			1	1		
37			1	2		
38			2			
39			2	3		
40		1	1		1	
41		1		2	1	
42			2	1	1	1
43			1			
44						
45		1	1	2	2	
46			1	3		
47				1		
48			1		1	2
49		1		2	1	
50				3		
51		1			1	
52				3	2	
53				1		
54				1	1	
55				1		1
56		1		2	2	
57				2		1
58			1	2		1
59		1		2		1
60		1		1		
61		1		2		
62					1	
63				2		1
64				1		1
65					1	1
66			1			
67				2		
68				1	2	3
69		1		1	2	2
70					3	
71					1	
72						
73						
74			1	1	1	
75				1		
76				1		
77		1				
78					2	
79						
80						
81					1	
82					1	
83						
84					1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85						
86					1	
87					1	
88					2	
89						
90		1				
91					1	
92						
93					7	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101		1				
102						
103						
104						
105						
106				1		
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		24	31	54	40	15
		合計				164

再任用職員

フルタイム勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	222		1		221							
公安職	6					1	4		1			
研究職	4				4							
医療職（一）	—											
医療職（二）	7		1			6						
医療職（三）	5				1		4					
高等学校等教育職	263	23	240									
中学校・小学校教育職	248		248									
学校栄養職員	1				1							
合計	756											

行政職（企業庁）	2				2							
行政職（病院事業庁）	1				1							
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	3				3							

総計	762
----	-----

短時間勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	63		1		62							
公安職	21					4	15	2				
研究職	1				1							
医療職（一）	—											
医療職（二）	3					3						
医療職（三）	—											
高等学校等教育職	127	7	120									
中学校・小学校教育職	476		476									
学校栄養職員	—											
合計	691											

行政職（企業庁）	—											
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	—											

総計	691
----	-----

（注）該当人員0の級は空欄とした。

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数
行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	16										16
19	13										13
20	26										26
21	14										14
22	118										118
23	131										131
24	124										124
25	20	72									92
26	17	86									103
27	6	93									99
28	6	89				1					96
29	6	91									97
30	3	12	81								96
31	3	14	77								94
32	3	2	83								88
33	3	8	106								117
34	5	5	94								104
35	2	1	85			1					89
36	2		84			1					87
37	2	1	70				1				74
38		1	82		1	1					85
39		1	42	45							88
40			13	56							69
41	1	1	11	61							74
42	3	2	7	56							68
43	2	1	6	85							94
44	4	1	5	97	1						108
45	2		3	99	18						122
46			2	96	28						126
47				37	97	1					135
48			1	44	132						177
49			2	49	132	3					186
50			2	21	192	12	1		1		229
51			4	33	155	27	1				220
52		1		26	140	50	1				218
53			1	17	130	47	4	1			200
54				13	80	117	9	1			220
55			2	11	46	91	9	5			164
56			1	11	55	93	13	5	1		179
57			1	5	56	102	25	5	5		199
58				8	50	83	19	6	9		175
59			1	5	18	68	25	9	5		131
60										1	1
61~					1						1
計	532	482	866	875	1,332	698	108	32	21	1	4,947

公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	14									14
19	19									19
20	32									32
21	28									28
22	60									60
23	11	46								57
24	4	73	2							79
25	1	74								75
26	2	61	9							72
27		72	9				1			82
28		59	15	1						75
29		39	19	2						60
30		46	26	3						75
31		31	46	6						83
32	1	12	49	17						79
33		11	62	23						96
34	1	10	82	20						113
35		7	72	33	2					114
36		5	55	37	2					99
37		6	47	52	7					112
38		3	34	56	6					99
39		3	34	60	14					111
40			19	75	16	2				112
41		2	17	80	19	4				122
42			25	45	20	5				95
43		1	10	56	25	4				96
44			9	53	26	10				98
45			4	43	15	6	2			70
46			5	33	20	10	7			75
47			4	36	44	14	1			99
48			6	15	25	8	6			60
49			9	26	34	8	6			83
50			3	10	32	6	2	2		55
51			2	12	21	6	5	4		50
52			3	9	10	5	3	1		31
53			4	8	25	1	6	2	1	47
54			2	9	34	2	2	1	1	51
55			1	5	12	5	3	2	3	31
56				14	22	8	5	2		51
57				16	15	6	4	4	2	47
58				15	23	3	8	4		53
59				15	17	4	4	5	6	51
60										
61~										
計	173	561	684	885	486	117	65	27	13	3,011

研究職給料表

年齢	級					計
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
18						
19						
20						
21						
22		4				4
23		5				5
24		8				8
25		8				8
26		2				2
27		2				2
28		4				4
29		3				3
30		6				6
31		2				2
32		8				8
33		4				4
34		9				9
35		4				4
36		2	2			4
37			3			3
38			3			3
39		1	6			7
40			4			4
41			3			3
42			4			4
43			8			8
44			8			8
45			3	1		4
46			7			7
47				8		8
48				3		3
49				1	2	3
50				11	3	14
51				1	5	6
52				2		2
53				3	4	7
54				1	5	6
55				1	8	9
56					3	3
57				1	3	4
58					6	6
59					5	5
60						
61~						
計		72	51	33	44	200

医療職給料表 (一)

年齢	級				計
	1 級	2 級	3 級	4 級	
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	2				2
27	1				1
28	2				2
29	3				3
30		2			2
31	2	1			3
32					
33	1	4			5
34		1			1
35					
36					
37		1			1
38					
39	1				1
40			1		1
41					
42					
43					
44			2	1	3
45		1	1		2
46					
47					
48			1		1
49				1	1
50					
51					
52				1	1
53			1		1
54					
55					
56					
57			1		1
58				2	2
59				1	1
60			2	1	3
61~			1	4	5
計	12	10	10	11	43

医療職給料表（二）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					1
24		3					3
25		2					2
26		1					1
27		1	4				5
28			1				1
29		1	7				8
30		1	3				4
31			1				1
32		1	7				8
33			2				2
34		2	3				5
35		1	7				8
36			1	2			3
37			2	2			4
38			2	2			4
39				6			6
40			2	3			5
41				2			2
42				4			4
43				3	1		4
44				4			4
45				3	2		5
46				4	3	1	8
47					4	3	7
48				2	3	1	6
49					3	3	6
50					4	2	6
51					3	3	6
52					1	6	7
53						5	5
54					1	4	5
55						7	7
56					1	5	6
57						4	4
58						3	3
59						2	2
60							
61～							
計		14	42	37	26	49	168

医療職給料表（三）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		4					4
23		6					6
24		4					4
25		3					3
26		3					3
27		4					4
28			2				2
29		1	2				3
30		2	1				3
31		1	3				4
32			2				2
33			3				3
34							
35			1				1
36		1		1			2
37		1					1
38			3				3
39		1					1
40		1					1
41			1	2	1		4
42							
43			1	2	1		4
44				2	2		4
45		1		1	2		4
46			2	1	2		5
47				2	2		4
48			1	3	1		5
49				2	2		4
50				1	3	2	6
51					2	1	3
52					1	1	2
53				1		1	2
54				3	1	3	7
55						1	1
56			1		3	3	7
57					2	4	6
58					3	3	6
59					1	2	3
60							
61～							
計		33	23	21	29	21	127

高等学校等教育職給料表

中学校・小学校教育職給料表

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		12				12
23	2	17				19
24	1	31				32
25	2	36				38
26	2	41				43
27	2	36				38
28	4	42				46
29	4	56				60
30		45				45
31	3	67				70
32	2	62				64
33	8	68				76
34	2	73				75
35	10	62				72
36	6	75				81
37	5	48				53
38	3	61				64
39	3	58				61
40	5	72				77
41	1	62	1			64
42		85				85
43	2	69	1			72
44		86				86
45	1	93	4	1		99
46	1	102	1	2		106
47	2	102	1	4		109
48	2	82	1	7		92
49	3	103	2	4		112
50	1	98	2	10		111
51	1	81	1	15		98
52	1	82	1	8	2	94
53		92	3	8	6	109
54	1	105	1	7	5	119
55	1	107	1	6	3	118
56		116	2	5	14	137
57	1	131	3	6	15	156
58		115	1	9	13	138
59	1	152	2	6	12	173
60						
61~						
計	83	2,825	28	98	70	3,104

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		142				142
23		178				178
24		194				194
25		203				203
26		265				265
27		254				254
28		262				262
29		259				259
30		228				228
31		242				242
32		206				206
33		218				218
34		209				209
35		171				171
36		158	1			159
37		150	2			152
38		184	2			186
39		169	3			172
40		160	5			165
41		161	4			165
42		143	5	2		150
43		162	17			179
44		140	16	3		159
45		117	10	8		135
46		127	11	7		145
47		149	13	12		174
48		109	14	21		144
49		139	14	46	1	200
50		132	11	44		187
51		142	8	63	2	215
52		139	5	68	8	220
53		163	3	70	14	250
54		187	6	53	47	293
55		136	4	33	57	230
56		143	3	22	73	241
57		177	3	21	92	293
58		186	6	15	101	308
59		167	2	19	92	280
60						
61~						
計		6,671	168	507	487	7,833

学校栄養職員給料表

特定任期付
職員

合 計

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	年齢		年 齢	人 員
	18									
19							19		19	32
20							20		20	58
21							21		21	42
22							22		22	340
23							23		23	397
24							24		24	444
25							25		25	421
26							26		26	491
27							27		27	485
28							28		28	488
29							29		29	493
30							30		30	459
31							31		31	499
32							32		32	455
33							33	1	33	522
34							34		34	516
35							35		35	459
36							36		36	435
37							37		37	400
38							38		38	444
39							39		39	447
40							40		40	434
41							41		41	434
42							42		42	406
43							43		43	457
44							44		44	470
45							45	1	45	442
46							46		46	472
47							47		47	536
48							48		48	488
49							49		49	595
50							50		50	608
51							51		51	598
52							52		52	575
53							53		53	621
54							54		54	701
55							55		55	560
56							56		56	624
57							57		57	710
58							58		58	691
59							59		59	646
60							60		60	4
61~							61~	1	61~	7
計							計	3	計	19,436

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21											
22	2										2
23	3										3
24	1										1
25	1	1									2
26	1	2									3
27		4									4
28	1	3									4
29											
30	1	1	2								4
31			4								4
32			1								1
33			2								2
34			6								6
35			4								4
36			1								1
37			2								2
38			2								2
39			2	3							5
40				3							3
41				3							3
42				2							2
43				8							8
44				4	2						6
45				7	1						8
46				6	2						8
47					5						5
48				1	8						9
49					5						5
50					5	1					6
51					9	1					10
52					8	2					10
53					4	2					6
54					3	1					4
55					2	6					8
56					1	2	1				4
57					1	1	3				5
58					1	4	3	1			9
59					2	1					3
60											
61～											
計	10	11	26	37	59	21	7	1			172

行政職給料表（病院事業庁）

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
18											
19											
20											
21	1										1
22	1										1
23	1										1
24											
25											
26											
27	1										1
28		1									1
29		4									4
30		1									1
31											
32			2								2
33			1								1
34			2								2
35			1								1
36			2								2
37			3								3
38			1								1
39			2								2
40											
41											
42											
43				2							2
44				1							1
45				2							2
46				1							1
47					2						2
48					2						2
49					2						2
50					1						1
51					1						1
52					2						2
53					2						2
54					1						1
55					1						1
56						2		1			3
57											
58						1					1
59					1	1	1				3
60											
61~											
計	4	6	14	6	15	4	1	1			51

医療職給料表（一）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27	1				1
28	3				3
29					
30					
31		1			1
32		1			1
33					
34					
35					
36					
37					
38		1			1
39	1				1
40		1			1
41					
42		1			1
43					
44		1			1
45					
46			1		1
47					
48			1		1
49				1	1
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56				1	1
57				1	1
58			1		1
59					
60					
61~				1	1
計	5	6	3	4	18

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					1
25							
26							
27		1					1
28			1				1
29		1	1				2
30		1					1
31							
32							
33			1				1
34							
35			1				1
36			1	1			2
37			1				1
38			1				1
39							
40				3			3
41			1	1			2
42							
43							
44				1			1
45				2			2
46				1			1
47							
48							
49							
50			1			2	3
51							
52						1	1
53							
54					1	1	2
55							
56						1	1
57							
58							
59							
60							
61～							
計		4	9	9	1	5	28

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
18								
19								
20								
21								
22								
23			1				1	
24			4				4	
25			1				1	
26								
27			2				2	
28			1				1	
29			2	1			3	
30			1	3			4	
31			1	3			4	
32								
33			2	2			4	
34								
35				2			2	
36			1	2	2		5	
37			1		3		4	
38			2	1	2		5	
39				1	2		3	
40			1	2	4		7	
41				3	5	1	9	
42				1	5	1	7	
43				1	4		5	
44			1		3	2	6	
45			1	2	3	3	9	
46				2	4	1	8	
47				3	4	2	9	
48					3		4	
49					1	3	4	
50			1		2	6	9	
51				2	2	2	6	
52					1	3	4	
53						5	7	
54						1	2	3
55						1	1	2
56						3	3	6
57			1		3	1	2	7
58						4	1	5
59						1	1	4
60								
61～								
計		24	31	54	40	15	164	

総 計

年 齢	人 員
18	30
19	32
20	58
21	43
22	343
23	402
24	450
25	424
26	494
27	494
28	498
29	502
30	469
31	508
32	459
33	530
34	524
35	467
36	445
37	410
38	454
39	458
40	448
41	448
42	416
43	472
44	485
45	463
46	491
47	552
48	504
49	607
50	627
51	615
52	592
53	636
54	711
55	571
56	639
57	723
58	707
59	656
60	4
61～	8
計	19,869

再任用職員

フルタイム勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		222	56	62	42	42	20
公安職		6	1	4	1		
研究職		4		2	1		1
医療職（一）		—					
医療職（二）		7		1	1	2	3
医療職（三）		5	1	2	2		
高等学校等教育職		263	92	72	46	34	19
中学校・小学校教育職		248	78	68	50	27	25
学校栄養職員		1					1
合計		756	228	211	143	105	69
行政職（企業庁）		2	1		1		
行政職（病院事業庁）		1				1	
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		3	1	1			1
総計		762	230	212	144	106	70

短時間勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		63	9	17	8	13	16
公安職		21	1	5	5	7	3
研究職		1			1		
医療職（一）		—					
医療職（二）		3		1		1	1
医療職（三）		—					
高等学校等教育職		127	24	21	26	21	35
中学校・小学校教育職		476	100	103	97	95	81
学校栄養職員		—					
合計		691	134	147	137	137	136
行政職（企業庁）		—					
行政職（病院事業庁）		—					
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		—					
総計		691	134	147	137	137	136

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
		行	1	377	48	107
	2	415	30	37		482
	3	718	64	83	1	866
	4	544	114	216	1	875
	5	870	111	348	3	1,332
政	6	499	35	164		698
	7	95	4	9		108
	8	29		3		32
	9	21				21
	10	1				1
職	計	3,569	406	967	5	4,947
公	1	45	4	122	2	173
	2	356	27	177	1	561
	3	464	44	176		684
	4	595	57	232	1	885
安	5	286	19	181		486
	6	81	2	34		117
	7	32	2	31		65
	8	11	2	14		27
	9	4		9		13
職	計	1,874	157	976	4	3,011
研	1					—
	2	72				72
	3	51				51
	4	32	1			33
	5	42	2			44
職	計	197	3	—	—	200
医	1	12				12
療	2	10				10
	3	10				10
	4	11				11
職(一)	計	43	—	—	—	43
医	1					—
	2	14				14
	3	38	4			42
	4	31	6			37
	5	19	7			26
	6	37	12			49
職(二)	計	139	29	—	—	168
医	1					—
	2	25	8			33
	3	14	9			23
	4	3	18			21
	5	4	24	1		29
	6	11	10			21
職(三)	計	57	69	1	—	127
高	1	73	6	4		83
校	2	2,751	53	21		2,825
等	特2	28				28
教	3	97	1			98
育	4	70				70
職	計	3,019	60	25	—	3,104
中	1					—
小	2	6,356	315			6,671
校	特2	167	1			168
教	3	504	3			507
育	4	482	5			487
職	計	7,509	324	—	—	7,833
学	1					—
校	2					—
荣	3					—
養	4					—
職	5					—
員	計	—	—	—	—	—
特	1	2		1		3
定	計	2		1		3
合	計	16,409	1,048	1,970	9	19,436

給料表		学歴		大学	短大	高校	中学	計		
		級								
行	業	1		8		1	1	10		
		2		10		1		11		
		3		24		2		26		
		4		13	1	23		37		
		5		41	2	16		59		
		6		13	1	7		21		
		7		6		1		7		
		8		1				1		
		9						—		
		10						—		
政	庁	計		116	4	51	1	172		
		1		2	2			4		
		2		4	1	1		6		
		3		14				14		
		4		4	1	1		6		
		5		6	1	8		15		
		6		3	1			4		
		7		1				1		
		8		1				1		
		9						—		
職	病	10						—		
		計		35	6	10	—	51		
		1		5				5		
		2		6				6		
		3		3				3		
		4		4				4		
		計		18	—	—	—	18		
		医療職(一)	事	1						—
				2		4				4
				3		5	4			9
4				4	5			9		
5				1				1		
6				4	1			5		
計				18	10	—	—	28		
医療職(二)	業	1						—		
		2		5	19			24		
		3		7	24			31		
		4		7	46	1		54		
		5		4	35	1		40		
		6			14	1		15		
		計		23	138	3	—	164		
医療職(三)	院	1						—		
		2		5	19			24		
		3		7	24			31		
		4		7	46	1		54		
		5		4	35	1		40		
		6			14	1		15		
		計		23	138	3	—	164		
総	計	16,619	1,206	2,034	10	19,869				

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

扶養親族数	区分 扶養親族の ある職員	うち扶養親族である	うち扶養親族で	うち配偶者・子
		配偶者を有する者	ある子を有する者	以外の扶養親族 を有する者
1人	2,659人	1,025人	1,442人	192人
2人	2,988	1,101	2,894	133
3人	1,933	1,394	1,923	66
4人	477	413	477	31
5人	61	57	61	8
6人以上	10	8	10	0
計	8,128	3,998	6,807	430

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2 企業庁職員及び病院事業庁職員は含まない。

(その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	3,998 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 ま で	11,471 人
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,245 人
計	16,714 人

その3 扶養手当の状況

項目 給料表	手当受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額	平均扶養親族数
行政職	2,171人	20,464円	2.0人
公安職	1,790	22,116	2.3
研究職	98	20,633	2.1
医療職（一）	18	20,194	2.1
医療職（二）	50	19,970	1.9
医療職（三）	34	17,485	1.7
高校等教育職	1,377	20,357	2.0
中小校教育職	2,590	20,634	2.0
学校栄養職員	—	—	—
特定期付職員	—	—	—
平均（計）	8,128	20,850	2.1

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居る 住家・借間	家賃等負担の額 平均	手当受給者 1人当り額	うち配偶者の居る 住家・借間
行政職	951人	－人	56,273円	25,441円	－円
公安職	375	－	57,143	26,244	－
研究職	53	－	56,930	25,796	－
医療職（一）	13	－	70,052	26,038	－
医療職（二）	30	－	54,115	25,293	－
医療職（三）	26	－	58,100	25,700	－
高等学校等教育職	667	1	56,865	25,884	14,000
中学校・小学校教育職	1,686	1	57,025	26,015	14,000
学校栄養職員	－	－	－	－	－
特定任期付職員	－	－	－	－	－
計	3,801	2	56,848	25,860	14,000

第10表 通勤手当の状況

区 分	交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者		計		交通機関利用者 1人当たり 運賃等負担額
	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	
行政職	1,150人	14,663円	2,708人	9,709円	365人	27,334円	4,223人	12,581円	16,888円
公安職	135	14,221	2,097	9,258	56	26,344	2288	9,969	16,812
給 研 究 職	22	18,608	136	10,951	17	47,709	175	15,484	30,683
医療職（一）	2	23,421	25	9,008	2	34,035	29	11,728	27,428
医療職（二）	19	17,791	114	11,719	10	32,900	143	14,007	21,874
料 医療職（三）	10	16,379	105	9,659	2	55,468	117	11,016	22,894
高校等教育職	79	18,529	2,692	9,692	73	36,082	2844	10,615	25,659
中小校教育職	74	16,480	7,184	7,029	64	30,526	7322	7,330	21,454
表 学校栄養職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特 定 任期付職員	1	9,766	1	3,000	—	—	2	6,383	9,766
計	1,492	15,036	15,062	8,389	589	29,472	17,143	9,692	18,204
平均利用距離	24.1 km		13.1 km		42.9 km		15.1 km		
平均通勤所要時間	49.4 分		27.3 分		60.4 分		30.3 分		

(注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。

2 「交通機関利用者1人当たり運賃等負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。

3 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。

II 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、令和4年
職種別民間給与実態調査に基づいて作成した
ものである。

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 754 事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境を鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 32 職種、合計 54 職種

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から159事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

6,390人(うち初任給関係職種 296人)であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,221人(うち初任給関係職種 295人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は36,525人であり、うち行政職に相当するものは35,811人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模				
	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満	
産 業 計	141	67	50	24	
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	5	2	—	3	
製 造 業	80	38	29	13	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	24	11	9	4	
卸 売 業 ， 小 売 業	6	4	2	—	
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	5	4	1	—	
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	21	8	9	4	

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が18所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	208,314	210,638	208,198	205,364
		短 大 卒	187,906	188,264	※ 186,545	X
		高 校 卒	170,524	170,746	170,712	167,332
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	208,563	210,258	210,703	※ 201,563
		短 大 卒	※ 193,039	X	X	X
		高 校 卒	167,689	169,209	165,417	※ 159,607
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	208,068	※ 211,684	206,785	※ 215,500
		短 大 卒	187,129	187,412	※ 185,669	—
		高 校 卒	172,240	171,574	174,944	※ 178,148
そ の 他	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	—	—	—	—

- (注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。
 2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。
 3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	16	55.3	768,279	46	768,233	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	12	56.0	799,400	65	799,335		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	53.7	688,976	0	688,976		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	14	54.8	695,279	0	695,279		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	53.8	727,686	0	727,686		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	56.8	630,519	0	630,519		
	中学卒	—	—	—	—	—		—
	事務部長	167	53.3	579,298	2,073	577,225		2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	117	53.5	606,695	1,069	605,626		
短大卒	11	50.6	484,399	13,079	471,320			
高校卒	39	53.7	527,681	1,653	526,028			
中学卒	—	—	—	—	—	—		
技術部長	121	52.6	639,948	329	639,619	同 上		
大学卒	69	52.1	656,259	517	655,742			
短大卒	14	51.3	670,567	0	670,567			
高校卒	38	53.9	598,507	112	598,395			
中学卒	—	—	—	—	—	—		
事務部次長	49	51.1	557,152	4,562	552,590	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)		
大学卒	36	50.4	592,876	6,120	586,756			
短大卒	2	46.1	453,652	0	453,652			
高校卒	11	54.5	465,013	555	464,458			
中学卒	—	—	—	—	—			

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術部次長	19	51.0	546,618	229	546,389	前記事務部次長の備考欄参照
	大学卒	8	51.6	572,348	539	571,809	
	短大卒	4	51.5	563,832	0	563,832	
	高校卒	7	50.1	505,828	0	505,828	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術	事務課長	368	49.3	515,925	7,904	508,021	2係以上若しくは構成員10人以上の課の長または職能資格等が当該課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	207	48.3	534,156	7,720	526,436	
	短大卒	39	50.5	508,042	10,345	497,697	
	高校卒	117	50.6	491,989	7,809	484,180	
	中学卒	5	48.5	470,658	0	470,658	
	技術課長	372	49.3	562,621	5,093	557,528	同上
	大学卒	176	48.7	576,357	5,328	571,029	
	短大卒	57	50.3	549,893	3,483	546,410	
	高校卒	135	49.7	551,177	5,643	545,534	
	中学卒	4	52.1	533,593	0	533,593	
関係	事務課長代理	152	44.2	513,291	69,896	443,395	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等がこれらの者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職または中間職（課長一係長間）
	大学卒	108	42.6	528,535	77,772	450,763	
	短大卒	16	49.5	477,979	53,001	424,978	
	高校卒	28	48.4	463,591	43,566	420,025	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係	技術課長代理	91	47.7	490,257	22,755	467,502	同上
	大学卒	54	46.6	470,822	11,826	458,996	
	短大卒	11	49.4	483,070	24,915	458,155	
	高校卒	24	49.0	519,168	36,583	482,585	
	中学卒	2	53.0	705,902	140,011	565,891	
職種	事務係長	440	45.3	426,471	58,806	367,665	係の長及び係長級専門職
	大学卒	210	43.4	420,483	60,299	360,184	
	短大卒	46	46.5	393,285	51,507	341,778	
	高校卒	181	47.1	440,520	58,588	381,932	
	中学卒	3	48.2	479,747	83,904	395,843	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術係長	454	46.1	495,127	73,270	421,857	前記事務係長の備考欄参照
	大学卒	143	42.8	465,936	73,802	392,134	
	短大卒	70	47.0	480,053	61,892	418,161	
	高校卒	233	47.8	513,905	74,504	439,401	
	中学卒	8	47.0	602,520	141,070	461,450	
技 術 関 係	事務主任	348	45.6	388,575	45,497	343,078	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）
	大学卒	126	42.2	383,680	46,323	337,357	
	短大卒	48	46.7	374,375	40,079	334,296	
	高校卒	171	47.8	394,282	45,749	348,533	
	中学卒	3	49.2	468,741	76,407	392,334	
職 種	技術主任	361	44.3	424,298	66,597	357,701	同 上
	大学卒	149	41.5	383,596	58,185	325,411	
	短大卒	48	45.7	399,099	42,605	356,494	
	高校卒	146	46.2	457,717	76,320	381,397	
	中学卒	18	51.1	590,886	133,276	457,610	
職 種	事務係員	1,737	37.0	303,700	32,083	271,617	
	大学卒	725	34.2	314,051	36,844	277,207	
	短大卒	283	42.0	318,370	35,680	282,690	
	高校卒	727	38.0	286,957	25,540	261,417	
	中学卒	2	35.0	328,962	77,332	251,630	
職 種	技術係員	1,217	34.8	340,327	53,478	286,849	
	大学卒	502	33.5	345,878	58,053	287,825	
	短大卒	186	39.6	373,112	60,792	312,320	
	高校卒	515	33.9	320,104	45,841	274,263	
	中学卒	14	49.2	415,686	66,919	348,767	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。
(以下(2)から(4)において同じ。)

(2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	15	54.3	775,280	52	775,228	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	11	54.6	814,776	75	814,701		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	53.7	688,976	0	688,976		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	11	54.9	732,636	0	732,636		構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	54.3	772,740	0	772,740		
	短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	57.2	566,902	0	566,902			
中学卒	—	—	—	—	—	—		
技 術 関 係 職 種	事務部長	66	54.2	705,394	348	705,046	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	51	54.2	729,046	238	728,808		
	短大卒	3	50.3	576,044	129	575,915		
	高校卒	12	55.1	650,925	804	650,121		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術 関 係 職 種	技術部長	79	52.9	709,491	47	709,444	同 上	
	大学卒	48	52.5	719,086	78	719,008		
	短大卒	9	52.1	761,405	0	761,405		
	高校卒	22	54.2	665,397	0	665,397		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事 務 関 係 職 種	事務部次長	36	51.7	584,904	5,920	578,984	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長-課長間)	
	大学卒	28	51.1	614,487	7,574	606,913		
	短大卒	1	X	X	X	X		
	高校卒	7	55.4	487,278	19	487,259		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技 術 関 係 職 種	技術部次長	12	52.1	602,401	0	602,401	同 上	
	大学卒	6	52.7	609,486	0	609,486		
	短大卒	3	50.6	588,752	0	588,752		
	高校卒	3	52.6	602,691	0	602,691		
	中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	226	49.8	574,588	10,790	563,798	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	133	48.8	591,719	9,848	581,871	
	短 大 卒	24	49.2	567,486	10,577	556,909	
	高 校 卒	69	51.5	548,408	12,422	535,986	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	285	50.2	598,962	4,965	593,997	同 上
	大 学 卒	132	49.4	621,867	5,933	615,934	
	短 大 卒	42	50.9	579,213	215	578,998	
	高 校 卒	109	50.7	578,649	5,790	572,859	
	中 学 卒	2	53.7	625,866	0	625,866	
事務課長代理	118	43.9	544,301	79,108	465,193	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大 学 卒	84	42.3	561,761	91,884	469,877		
短 大 卒	16	49.5	477,979	53,001	424,978		
高 校 卒	18	48.6	496,031	23,952	472,079		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	60	49.3	556,156	23,280	532,876	同 上	
大 学 卒	33	48.1	540,727	13,740	526,987		
短 大 卒	6	51.9	575,291	11,135	564,156		
高 校 卒	19	50.2	559,250	28,724	530,526		
中 学 卒	2	53.0	705,902	140,011	565,891		
事務係長	277	46.4	466,272	68,870	397,402	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	126	44.4	455,695	69,566	386,129		
短 大 卒	33	46.0	419,758	61,615	358,143		
高 校 卒	116	48.6	489,018	69,705	419,313		
中 学 卒	2	49.8	520,721	95,575	425,146		
技術係長	359	46.5	524,573	78,663	445,910	同 上	
大 学 卒	96	42.4	504,725	81,393	423,332		
短 大 卒	50	47.0	532,097	73,714	458,383		
高 校 卒	206	48.1	529,027	77,174	451,853		
中 学 卒	7	46.6	614,431	135,166	479,265		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳				係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）	
	232	46.9	415,487	47,225	368,262		
	大学卒	78	43.8	409,143	46,209		362,934
	短大卒	35	47.5	386,804	39,272		347,532
	高校卒	116	48.6	425,726	49,208		376,518
中学卒	3	49.2	468,741	76,407	392,334		
技術主任	271	45.4	450,905	71,653	379,252	同 上	
	大学卒	101	41.8	396,942	60,996		335,946
	短大卒	33	46.4	437,883	45,495		392,388
	高校卒	120	47.7	481,690	79,097		402,593
	中学卒	17	51.1	606,399	140,744		465,655
事務係員	985	37.0	322,794	34,833	287,961		
	大学卒	394	33.0	329,674	41,547	288,127	
	短大卒	163	42.5	347,045	40,011	307,034	
	高校卒	426	38.7	307,131	26,387	280,744	
	中学卒	2	35.0	328,962	77,332	251,630	
技術係員	866	34.3	346,549	54,102	292,447		
	大学卒	309	33.1	350,952	57,119	293,833	
	短大卒	134	39.3	389,123	63,462	325,661	
	高校卒	411	33.1	326,256	48,505	277,751	
	中学卒	12	48.4	398,721	48,672	350,049	

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	1	X	X	X	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	1	X	X	X		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—		
技 術	工場長	3	54.7	605,538	0	605,538	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	56.5	675,182	0	675,182	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事務部長	78	53.3	545,646	2,675	542,971	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	57	53.8	553,968	1,291	552,677	
	短大卒	5	51.1	516,661	25,679	490,982	
	高校卒	16	52.3	520,011	0	520,011	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	技術部長	29	52.5	523,163	1,069	522,094	同 上
	大学卒	17	52.4	517,493	1,760	515,733	
	短大卒	3	51.3	489,300	0	489,300	
	高校卒	9	53.1	546,973	0	546,973	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 職	事務部次長	12	49.7	516,601	1,452	515,149	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	8	48.5	534,122	2,166	531,956	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	3	53.5	484,996	0	484,996	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種 職	技術部次長	6	49.9	445,755	0	445,755	同 上
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	4	48.3	432,625	0	432,625	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	121	48.5	443,414	3,379	440,035	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	69	47.6	453,799	2,792	451,007	
	短 大 卒	14	52.1	439,516	10,841	428,675	
	高 校 卒	34	48.8	419,914	1,857	418,057	
	中 学 卒	4	48.3	481,365	0	481,365	
	技術課長	66	47.4	442,039	5,441	436,598	同 上
	大 学 卒	35	47.1	439,640	4,542	435,098	
	短 大 卒	11	49.1	453,120	17,790	435,330	
	高 校 卒	18	46.7	438,218	1,038	437,180	
	中 学 卒	2	50.9	460,321	0	460,321	
事務課長代理	32	45.0	423,769	42,287	381,482	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長-係長間）	
大 学 卒	23	43.4	421,568	31,517	390,051		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	9	48.8	429,108	68,411	360,697		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	28	45.3	384,413	15,980	368,433	同 上	
大 学 卒	21	44.7	382,823	9,417	373,406		
短 大 卒	5	47.3	406,759	36,318	370,441		
高 校 卒	2	47.0	342,531	35,850	306,681		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	133	44.1	380,834	46,176	334,658	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	70	42.4	385,372	51,683	333,689	
	短 大 卒	10	47.1	338,467	16,143	322,324	
	高 校 卒	52	45.7	383,309	45,028	338,281	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	88	44.7	379,992	52,347	327,645	同 上
	大 学 卒	45	43.2	388,069	59,348	328,721	
	短 大 卒	20	46.9	357,400	34,030	323,370	
	高 校 卒	22	45.2	375,918	49,222	326,696	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	77	44.5	336,308	39,157	297,151		
	大学卒	30	42.8	352,247	37,491		314,756
	短大卒	10	46.1	357,900	43,516		314,384
	高校卒	37	45.4	315,307	39,309		275,998
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技術主任	81	41.2	349,006	52,672	296,334	同 上	
	大学卒	47	40.9	357,283	52,517		304,766
	短大卒	15	44.4	328,312	37,328		290,984
	高校卒	18	38.7	347,964	68,907		279,057
	中学卒	1	X	X	X		X
事務係員	599	36.9	281,400	29,328	252,072		
	大学卒	290	35.2	296,938	32,008		264,930
	短大卒	88	41.5	282,319	28,856		253,463
	高校卒	221	37.3	258,321	25,626		232,695
	中学卒	—	—	—	—		—
技術係員	268	36.6	320,408	55,040	265,368		
	大学卒	148	33.7	337,559	67,474		270,085
	短大卒	45	40.9	318,496	53,072		265,424
	高校卒	74	39.8	281,362	27,553		253,809
	中学卒	1	X	X	X		X

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
技 術	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
	大 学 卒	—	—	—	—		
	短 大 卒	—	—	—	—		
	高 校 卒	—	—	—	—		
関 係	事務部長	23	51.7	440,059	3,565	436,494	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職（取締役兼任者を除く。）
	大 学 卒	9	49.3	467,150	2,791	464,359	
	短 大 卒	3	50.0	369,089	4,000	365,089	
	高 校 卒	11	54.0	437,249	4,079	433,170	
職 種	技術部長	13	51.1	529,932	268	529,664	同 上
	大 学 卒	4	47.8	584,808	0	584,808	
	短 大 卒	2	48.0	561,614	0	561,614	
	高 校 卒	7	53.9	489,523	499	489,024	
種	事務部次長	1	X	X	X	X	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職（部長一課長間）
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	X	X	X	X	
種	技術部次長	1	X	X	X	X	同 上
	大 学 卒	1	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
種	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	21	50.0	433,450	8,740	424,710	
	短大卒	5	47.8	460,429	28,555	431,874	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	14	50.6	430,534	2,912	427,622	
	技術課長	1	X	X	X	X	同 上
	大学卒	21	45.5	495,420	5,551	489,869	
	短大卒	9	45.4	500,928	776	500,152	
	高校卒	4	47.0	508,832	0	508,832	
	中学卒	8	44.9	482,517	13,699	468,818	
事務課長代理	—	—	—	—	—	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大学卒	2	45.0	412,703	56,153	356,550		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	
大学卒	3	44.3	434,073	73,633	360,440		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	3	44.3	434,073	73,633	360,440		
事務係長	—	—	—	—	—	係の長及び係長 級専門職	
大学卒	30	42.6	343,100	42,113	300,987		
短大卒	14	41.1	347,955	38,462	309,493		
高校卒	3	48.7	365,171	87,519	277,652		
中学卒	13	42.9	332,778	35,565	297,213		
技術係長	—	—	—	—	—	同 上	
大学卒	7	46.6	421,070	57,710	363,360		
短大卒	2	46.5	441,880	51,484	390,396		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	5	46.6	412,747	60,201	352,546		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	39	40.2	320,901	46,170	274,731		
	大学卒	18	34.4	327,045	59,885		267,160
	短大卒	3	40.3	293,223	38,119		255,104
	高校卒	18	45.9	319,370	33,797		285,573
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技 術 主任	9	43.2	389,459	56,400	333,059	同 上	
	大学卒	1	X	X	X		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	8	44.1	395,175	56,472		338,703
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 係 員	153	37.8	273,420	25,906	247,514		
	大学卒	41	38.0	295,979	29,042		266,937
	短大卒	32	41.1	282,610	34,293		248,317
	高校卒	80	36.5	258,183	20,944		237,239
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 係 員	83	35.5	319,829	38,610	281,219		
	大学卒	45	36.0	328,400	31,452		296,948
	短大卒	7	36.1	307,933	39,359		268,574
	高校卒	30	34.1	299,138	40,523		258,615
	中学卒	1	X	X	X		X

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
7級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	1	X	円 X	円 X	見習、外国語の電話交換手 を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—		
	守 衛	—	—	—	—		
	用 務 員	1	X	円 X	円 X		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	6	61.0	824,654	0	824,654	役員を除く。
	大 学 教 授	32	57.5	671,649	0	671,649	
	大 学 准 教 授	35	49.0	544,403	0	544,403	
	大 学 講 師	4	61.0	519,683	0	519,683	
	大 学 助 教	15	41.2	406,891	0	406,891	
職 種	高 等 学 校 校 長	1	X	円 X	円 X	円 X	同 上
	高 等 学 校 教 頭	3	56.0	570,020	0	570,020	
	高 等 学 校 教 諭	53	41.7	418,886	350	418,536	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) { 2室(係)以上または構成員 { 7人以上の部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	1	X	円 X	円 X	円 X	
	研 究 室 (係) 長	1	X	円 X	円 X	円 X	
	主 任 研 究 員	3	41.3	579,410	0	579,410	
	研 究 員	12	34.7	364,606	36,928	327,678	
研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	60.6 %	(49.0) %	(51.0) %	- %	39.4 %	50.8 %	(32.9) %	(66.3) %	(0.7) %	49.2 %
	500人以上	89.3	(54.4)	(45.6)	-	10.7	88.7	(38.3)	(61.3)	(0.4)	11.3
	100人以上 500人未満	45.8	(49.2)	(50.8)	-	54.2	55.4	(32.8)	(66.5)	(0.8)	44.6
	100人未満	30.4	(14.3)	(85.7)	-	69.6	25.8	(24.7)	(74.2)	(1.2)	74.2
高 校 卒	計	52.7	(55.2)	(44.8)	-	47.3	28.7	(38.6)	(61.1)	(0.4)	71.3
	500人以上	74.6	(64.2)	(35.8)	-	25.4	52.4	(44.5)	(54.8)	(0.8)	47.6
	100人以上 500人未満	38.9	(50.3)	(49.7)	-	61.1	30.3	(38.1)	(61.6)	(0.3)	69.7
	100人未満	34.8	(25.0)	(75.0)	-	65.2	15.1	(30.1)	(69.9)	-	84.9

(注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額			
	三 重 県		全 国	
配 偶 者	13,233円		13,499円	
配偶者と子1人	19,546円	(6,313円)	20,210円	(6,711円)
配偶者と子2人	25,651円	(6,105円)	26,483円	(6,273円)

(注) 1. 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2. () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、子以外については、行政職給料表7級以下（これに相当する職務の級を含む。以下の級について同じ。）の職員は1人につき6,500円、行政職給料表8級の職員は1人につき3,500円、行政職給料表9級以上の職員は支給対象外である。また、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 特別給の支給状況

項目		区分	全 国	
			三 重 県	事務・技術等従業員
平均給与 月額	下半期 (A1)	345,454 円	392,113 円	287,920 円
	上半期 (A2)		345,224	289,276
特別給の 支給額	下半期 (B1)	708,812 円	841,319 円	515,786 円
	上半期 (B2)		814,749	532,823
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)	2.05 月分	2.15 月分	1.79 月分
	上半期 (B2/A2)		2.36	1.84
年間の平均		4.41 月分	4.41 月分	

(注) 下半期は令和3年8月から令和4年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

項目	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	32.5%	9.9%	—	57.6%	31.5%	7.2%	0.3%	60.9%
課長級	21.2	9.8	—	69.0	26.9	7.3	0.3	65.5

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三 重 県	係 員	90.4%	89.4%	28.2%	7.0%	54.2%	1.0%	9.6%
	課 長 級	78.2	77.2	20.8	6.7	49.7	1.0	21.8
全 国	係 員	85.8	84.0	30.4	2.8	50.8	1.8	14.2
	課 長 級	78.6	76.2	26.3	2.6	47.3	2.4	21.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模		項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
			一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
三重 県	規 模 計		56.2 %	43.8 %	51.9 %	48.1 %	49.2 %	50.8 %
		500人以上	54.4	45.6	47.3	52.7	46.5	53.5
		100人以上 500人未満	54.2	45.8	52.7	47.3	50.0	50.0
		100人未満	61.9	38.1	59.3	40.7	53.2	46.8
全 国	規 模 計		54.1	45.9	50.4	49.6	49.1	50.9
		500人以上	53.7	46.3	45.3	54.7	44.0	56.0
		100人以上 500人未満	52.6	47.4	49.1	50.9	48.0	52.0
		100人未満	56.7	43.3	54.8	45.2	53.5	46.5

第20表 在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

	在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
		在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	
三重 県	53.3 %	(29.2) %	(70.8) %	46.7 %
全 国	53.0	(28.2)	(71.8)	47.0

（注）（ ）内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

	検討している	検討していない
三 重 県	22.4 %	77.6 %
全 国	13.9	86.1

（注） 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

Ⅲ 生計費関係資料

令和4年4月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めためのものであり、総務省の「全国家計構造調査」、
「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全
国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、「家計調査」（津市・勤労者世帯）における令和4年4月の費目別平均支出金
額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算
定した。

なお、1人世帯については、令和4年4月の全国の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」
及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の
変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じ
て算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和3年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ
又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これを
それぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月)

その1 津市

注)10の位以下四捨五入

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	30,670円	38,880円	49,800円	60,710円	71,620円
住居関係費	42,880	76,050	60,680	45,320	29,960
被服・履物費	5,220	3,600	5,630	7,660	9,700
雑費Ⅰ	18,190	29,900	43,000	56,090	69,170
雑費Ⅱ	16,740	30,940	36,780	42,600	48,440
計	113,700	179,370	195,890	212,380	228,890

その2 全国

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	31,020円	39,320円	50,360円	61,390円	72,430円
住居関係費	44,710	79,300	63,280	47,260	31,240
被服・履物費	5,780	3,990	6,240	8,490	10,740
雑費Ⅰ	22,620	37,190	53,470	69,760	86,030
雑費Ⅱ	10,350	19,130	22,740	26,340	29,950
計	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390

参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.468	0.600	0.731	0.863
住居関係費	1.332	1.062	0.793	0.524
被服・履物費	0.285	0.446	0.607	0.768
雑費Ⅰ	0.258	0.371	0.484	0.597
雑費Ⅱ	0.324	0.385	0.446	0.507

IV 労働経済

第22表 労働経済指標

項目				年 月	令和3年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃労働 時間 ・間 (毎月勤労統計調査 地方調査)	きま って 支 給 す る 給 与	金 額		292,028 円	286,771	290,295	290,664	287,859		
		前 年 比		△ 0.4 %	1.2	0.3	0.3	0.9		
		〔調 査〕 産 業 計	う ち 所 定 内 給 与	調 査 業 計 一 般 者	金 額	259,820 円	256,617	259,637	258,279	256,959
			う ち 所 定 外 給 与		金 額	308,973 円	305,990	310,360	308,714	306,642
	総 実 労 働 時 間 数		時 間 数	153.7 時間	134.8	149.2	149.7	137.4		
	〔調 査〕 産 業 計		う ち 所 定 外 労 働 時 間 数	時 間 数	13.7 時間	12.6	12.9	13.6	12.9	
生 計 費 (家調 計査)	消 費 支 出 (名 目)	全 世 帯	全 国 (総務省統計局)	金 額	301,043 円	281,063	260,285	267,710	266,638	
			前 年 比	12.4 %	11.5	△ 4.9	0.3	△ 3.5		
		勤 労 者 世 帯	全 国 (総務省統計局)	金 額	285,215 円	293,436	313,210	271,707	256,149	
			前 年 比	5.7 %	23.0	15.5	7.8	△ 8.3		
津 市 (戦略企画部統計課)		全 国 (総務省統計局)	金 額	338,638 円	317,681	281,173	302,774	294,112		
前 年 比		11.5 %	13.1	△ 5.8	4.9	△ 3.4				
津 市 (戦略企画部統計課)		金 額	326,312 円	289,358	383,244	283,602	296,866			
前 年 比		5.8 %	14.0	38.0	0.0	11.8				
物 価	消 費 者 物 価 指 数	全 国 (総務省統計局)	前 年 比	△ 1.1 %	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4		
		津 市 (総務省統計局)	前 年 比	△ 1.0 %	△ 0.4	0.0	△ 0.3	△ 0.3		
	国 内 企 業 物 価 指 数 (日 本 銀 行)	前 年 比	3.5 %	4.8	4.9	5.6	5.7			
雇 用	有 効 求 人 率	全 国 (厚 生 労 働 省)	1.09 倍	1.10	1.13	1.14	1.15			
	〔季 節 調 整 値〕	三 重 県 (三 重 労 働 局)	1.13 倍	1.17	1.20	1.23	1.25			
	完 全 失 業 率 (季 節 調 整 値)	全 国 (総 務 省 統 計 局)	2.8 %	2.9	2.9	2.8	2.8			

(注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。

3 「前年同月比」は、令和2年平均を100とする指数の対比である。ただし、「きまって支給する給与」欄の「前年同月比」については、令和3年12月以前は平成27年平均を100、令和4年1月以降は令和2年平均を100とする指数の対比である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 4年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
288,644 △ 0.4	289,902 △ 0.7	293,225 0.2	293,522 1.0	282,052 △ 0.7	286,006 △ 1.0	286,762 △ 1.7	288,023 △ 1.4	277,965 △ 3.0	286,868 △ 1.2
258,750	260,085	259,639	259,239	252,086	254,107	255,480	255,742	248,650	256,934
308,263	310,579	310,152	310,274	304,562	305,872	307,904	305,718	297,114	307,093
29,894	29,817	33,586	34,283	29,966	31,899	31,282	32,281	29,315	29,934
143.7	147.0	148.8	147.8	135.3	139.5	145.9	150.1	134.4	149.6
12.5	12.8	14.2	14.7	13.3	13.7	14.5	14.2	12.7	13.2
265,306 △ 1.7	281,996 △ 0.5	277,029 △ 0.6	317,206 0.7	287,801 7.5	257,887 2.2	307,261 △ 0.8	304,510 1.2	287,687 2.4	276,885 6.4
283,701 3.2	249,249 △ 21.1	304,388 4.1	304,203 9.2	276,008 12.7	248,535 △ 15.9	335,811 △ 24.9	292,886 2.7	326,042 11.1	237,234 △ 24.3
295,779 △ 2.8	312,658 0.1	304,207 △ 0.4	344,135 3.1	314,358 5.6	285,289 1.6	343,686 △ 0.1	344,126 1.6	314,979 △ 0.9	300,489 6.9
245,170 △ 22.3	281,258 △ 17.2	352,410 37.4	325,966 20.0	312,257 22.5	285,631 △ 12.4	348,408 △ 31.4	344,361 5.5	342,444 18.3	258,161 △ 32.6
0.2	0.1	0.6	0.8	0.5	0.9	1.2	2.5	2.5	2.4
△ 0.1	△ 0.4	0.0	0.2	△ 0.2	0.5	0.8	2.2	1.9	1.9
6.2	8.2	9.1	8.6	9.1	9.4	9.4	9.8	9.2	9.4
1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27
1.27	1.27	1.27	1.29	1.33	1.33	1.35	1.41	1.38	1.40
2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6

V 経 年 統

第23表 部局別、給料表別職員数の状況

区分		平成25年		26		27		28	
		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知事部局	行政職	3,479	17	3,507	19	3,515	27	3,532	29
	研究職	201	1	199	1	198	1	203	1
	医療職(一)	40		37		36		35	
	医療職(二)	182	1	178	2	183		169	1
	医療職(三)	126		122	1	125	1	121	2
	特定任期付職員	1		2		2		2	
	小計	4,029	19	4,045	23	4,059	29	4,062	33
警察	行政職	335		340		339	1	335	
	公安職	2,998	1	2,978	1	2,991	6	3,020	7
	研究職	16		16		16		17	
	小計	3,349	1	3,334	1	3,346	7	3,372	7
各種委員会	行政職	341	1	342	1	344	1	350	2
県立学校 市町立学校	高校等教育職	3,610	53	3,665	65	3,616	73	3,560	100
	中小校教育職	8,910	5	8,824	24	8,761	40	8,653	66
	行政職	769	16	764	22	753	24	729	40
	学校栄養職員	3		2		2		2	
	小計	13,292	74	13,255	111	13,132	137	12,944	206
計		21,011	95	20,976	136	20,881	174	20,728	248
企業庁	行政職	220	4	218	3	183	1	182	1
病院事業庁	行政職	43		46		50		47	1
	医療職(一)	21		19		19		17	
	医療職(二)	27		26	1	28	1	30	
	医療職(三)	158	3	158	3	161	1	160	2
知事部局等	現業職員	347	20	340	25	327	27	309	34
企業庁	現業職員	2		2		2		2	
病院事業庁	現業職員	11		10		10		10	
合 計		21,840	122	21,795	168	21,661	204	21,485	286

- (注) 1 職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。
2 該当人員0の欄は空欄とした。

計 資 料

(単位 人)

29		30		31		令和2年		3		4	
再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
3,482	35	3,655	69	3,619	90	3,610	100	3,592	135	3,553	147
194	2	189	3	187	4	186	3	183	6	182	4
36		40		42		43		41		43	
172	4	169	5	172	5	165	7	165	8	168	7
124	2	127	1	125	2	122	3	123	4	127	5
2		2		2		2		3		3	
4,010	43	4,182	78	4,147	101	4,128	113	4,107	153	4,076	163
340		343		340		336		330		324	1
3,016	7	3,022	7	3,045	7	3,043	8	3,024	7	3,011	6
17		16		17		19		18		18	
3,373	7	3,381	7	3,402	7	3,398	8	3,372	7	3,353	7
352	4	356	4	339	5	339	6	335	8	333	8
3,529	137	3,470	147	3,398	157	3,332	176	3,206	219	3,104	263
8,525	102	8,378	141	8,109	161	7,941	190	7,873	223	7,833	248
711	49	756	68	732	76	727	72	715	66	737	66
2		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12,767	288	12,605	357	12,240	395	12,000	439	11,794	509	11,674	578
20,502	342	20,524	446	20,128	508	19,865	566	19,608	677	19,436	756
182		181	1	183	1	177	2	173	2	172	2
48	1	54	2	54	2	54	2	51	1	51	1
16		19		18		18		17		18	
29		29		28		24		26		28	
164	2	162	1	162	1	166	2	162	2	164	3
291	42	21		14		4					
2											
8	1										
21,242	388	20,990	450	20,587	512	20,308	572	20,037	682	19,869	762

第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経験年数：年)

区分		年	平成25年	26	27	28	29	30	31	令和2年	3	4
行政職	一般	職員数	4,155	4,189	4,198	4,217	4,174	4,354	4,298	4,285	4,257	4,210
		平均給料月額	350,786	350,405	348,048	349,931	349,321	349,622	348,484	346,412	343,147	340,170
		平均年齢	42.9	43.0	43.1	43.1	43.3	44.2	44.2	44.1	43.8	43.6
	県立	職員数	21.3	21.3	21.4	21.4	21.5	22.6	22.6	22.5	22.1	21.8
		平均給料月額	769	764	753	729	711	756	732	727	715	737
		平均年齢	344,634	341,460	339,681	339,699	337,673	337,998	334,348	330,578	328,086	323,300
	市町立	職員数	44.3	44.2	44.2	43.8	43.7	44.4	43.9	43.4	43.3	42.6
		平均給料月額	23.5	23.3	23.0	23.0	22.8	23.5	22.9	22.4	22.2	21.4
	計	職員数	4,924	4,953	4,951	4,946	4,885	5,110	5,030	5,012	4,972	4,947
		平均給料月額	349,825	349,025	346,776	348,423	347,626	347,902	346,427	344,115	340,981	337,657
平均年齢		43.1	43.2	43.3	43.2	43.4	44.2	44.2	44.0	43.7	43.4	
公安職	平均経験年数	21.6	21.6	21.7	21.6	21.7	22.7	22.6	22.5	22.1	21.7	
	職員数	2,998	2,978	2,991	3,020	3,016	3,022	3,045	3,043	3,024	3,011	
	平均給料月額	325,450	324,033	321,257	325,959	326,901	328,139	328,686	330,346	332,010	334,808	
研究職	平均年齢	38.2	38.0	37.8	37.7	37.7	38.3	38.4	38.5	38.7	39.0	
	平均経験年数	17.3	17.1	16.9	16.6	16.7	17.2	17.3	17.5	17.6	17.9	
	職員数	217	215	214	220	211	205	204	205	201	200	
医療職(一)	平均給料月額	376,934	379,613	383,644	384,210	380,354	376,830	371,438	365,719	365,135	363,902	
	平均年齢	41.4	41.8	42.7	42.5	42.2	42.5	42.1	41.6	41.6	41.9	
	平均経験年数	18.3	18.6	19.6	19.4	19.2	19.5	19.1	18.5	18.5	18.7	
医療職(二)	職員数	40	37	36	35	36	40	42	43	41	43	
	平均給料月額	439,310	437,049	443,272	454,812	467,789	450,730	443,112	446,886	444,168	444,084	
	平均年齢	41.3	41.8	42.9	43.9	45.3	43.6	42.5	43.2	43.4	43.4	
医療職(三)	平均経験年数	16.1	16.9	17.9	18.2	19.9	18.8	17.9	18.5	19.0	19.6	
	職員数	182	178	183	169	172	169	172	165	165	168	
	平均給料月額	362,756	360,174	358,505	358,208	351,912	351,378	354,287	357,727	359,148	357,827	
医療職(四)	平均年齢	42.4	42.3	42.3	41.6	41.1	41.7	42.3	42.8	43.1	43.2	
	平均経験年数	18.8	18.6	18.6	17.9	17.6	18.5	19.3	19.9	20.2	20.2	
	職員数	126	122	125	121	124	127	125	122	123	127	
高校等教育職	平均給料月額	364,606	361,942	353,039	352,681	346,924	342,808	341,466	338,058	332,019	329,024	
	平均年齢	44.4	44.9	44.5	44.1	43.7	44.1	44.2	43.8	42.7	42.6	
	平均経験年数	21.6	21.5	21.1	20.9	20.2	20.1	20.7	20.1	19.2	19.1	
中小学校教育職	職員数	3,610	3,665	3,616	3,560	3,529	3,470	3,398	3,332	3,206	3,104	
	平均給料月額	396,770	394,607	391,623	394,582	395,462	395,582	395,637	395,664	395,620	394,885	
	平均年齢	44.7	44.6	44.7	44.8	45.0	45.6	45.8	45.8	45.8	45.6	
学校養育職員	平均経験年数	22.0	21.9	22.0	22.1	22.3	22.8	23.0	23.1	23.1	22.8	
	職員数	8,910	8,824	8,761	8,653	8,525	8,378	8,109	7,941	7,873	7,833	
	平均給料月額	382,538	378,695	373,842	374,417	371,852	368,980	368,049	365,750	364,591	362,798	
特定任期付職員	平均年齢	44.1	43.8	43.5	43.2	42.9	42.9	42.8	42.3	42.0	41.6	
	平均経験年数	21.7	21.3	21.1	20.8	20.4	20.4	20.3	19.8	19.5	19.1	
	職員数	3	2	2	2	2	1	1	—	—	—	
計	平均給料月額	374,200	368,880	369,145	375,623	378,350	364,500	368,800	—	—	—	
	平均年齢	49.7	47.5	48.5	49.5	50.5	43.0	44.0	—	—	—	
	平均経験年数	28.7	26.5	27.5	28.5	29.5	21.0	22.0	—	—	—	
計	職員数	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	
	平均給料月額	620,000	548,500	550,000	545,000	545,000	545,000	545,000	545,000	601,667	601,667	
	平均年齢	64.0	48.0	49.0	49.0	50.0	51.5	52.5	53.5	49.5	48.5	
計	平均経験年数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	職員数	21,011	20,976	20,881	20,728	20,502	20,524	20,128	19,865	19,608	19,436	
	平均給料月額	368,953	366,582	362,949	364,615	363,486	362,164	361,274	359,842	358,611	357,151	
計	平均年齢	43.1	42.9	42.8	42.7	42.6	43.0	43.0	42.8	42.6	42.3	
	平均経験年数	21.0	20.8	20.8	20.5	20.4	20.9	20.8	20.7	20.5	20.2	

区 分		年	平成25年	26	27	28	29	30	31	令和2年	3	4
行政職	企業庁	職 員 数	220	218	183	182	182	181	183	177	173	172
		平均給料月額	338,472	340,854	341,525	350,234	351,062	355,587	357,022	357,404	357,228	353,513
		平均年齢	40.9	41.4	42.1	42.9	43.1	44.4	45.0	45.2	45.4	44.9
		平均経験年数	19.7	20.3	21.0	21.8	21.8	23.2	23.8	23.9	24.3	23.6
	病院	職 員 数	43	46	50	47	48	54	54	54	51	51
		平均給料月額	347,046	345,978	350,018	350,804	350,069	350,857	338,441	333,739	330,676	331,980
平均年齢		42.6	42.7	44.2	44.0	43.9	45.2	43.4	43.0	42.2	42.5	
平均経験年数		19.7	19.8	21.5	20.8	20.8	23.1	21.6	21.3	20.5	20.6	
医療職 (一)	事業庁	職 員 数	21	19	19	17	16	19	18	18	17	18
		平均給料月額	416,767	411,579	418,563	440,388	446,488	435,411	423,989	417,289	446,035	434,406
		平均年齢	40.9	39.1	41.8	42.0	42.2	41.4	40.3	39.3	43.7	42.4
医療職 (二)	事業庁	平均経験年数	17.0	14.1	15.1	15.4	18.7	16.3	15.4	15.4	18.7	17.7
		職 員 数	27	26	28	30	29	29	28	24	26	28
		平均給料月額	348,840	349,993	342,629	353,087	347,833	350,299	337,061	337,567	331,004	329,207
医療職 (三)	事業庁	平均年齢	41.4	41.3	40.8	41.5	41.3	42.6	41.1	41.1	40.9	40.9
		平均経験年数	19.4	19.0	18.6	19.2	18.9	20.1	18.8	18.5	18.3	18.3
		職 員 数	158	158	161	160	164	162	162	166	162	164
医療職 (三)	事業庁	平均給料月額	331,122	328,386	326,486	331,134	329,645	332,847	333,940	331,646	335,308	333,096
		平均年齢	42.2	42.4	42.8	43.2	43.1	44.3	44.9	44.7	45.0	44.8
		平均経験年数	17.9	17.5	17.7	16.9	17.1	19.2	19.6	19.3	19.8	19.6

現 業 員	知事部 局 等	職 員 数	347	340	327	309	291	21	14	4	—	—
		平均給料月額	354,423	357,807	357,672	362,768	365,667	382,943	387,843	392,125	—	—
		平均年齢	47.8	48.5	49.0	49.4	50.0	54.4	55.5	57.3	—	—
		平均経験年数	28.2	28.9	29.4	29.9	30.5	35.6	36.7	38.8	—	—
	企業庁	職 員 数	2	2	2	2	2	—	—	—	—	—
		平均給料月額	365,500	369,000	370,100	386,050	392,400	—	—	—	—	—
		平均年齢	49.0	50.0	51.0	55.0	56.0	—	—	—	—	—
	病院 事業庁	平均経験年数	29.5	30.5	31.5	35.5	36.5	—	—	—	—	—
		職 員 数	11	10	10	10	8	—	—	—	—	—
		平均給料月額	345,018	358,980	361,880	367,160	368,125	—	—	—	—	—
		平均年齢	46.2	48.5	50.2	51.2	51.1	—	—	—	—	—
		平均経験年数	26.0	28.3	29.6	30.6	31.0	—	—	—	—	—

総 計	職 員 数	21,840	21,795	21,661	21,485	21,242	20,990	20,587	20,308	20,037	19,869
	平均給料月額	368,107	365,883	362,410	364,234	363,164	361,922	361,001	359,552	358,378	356,887
	平均年齢	43.1	43.0	42.9	42.8	42.7	43.1	43.0	42.8	42.6	42.4
	平均経験年数	21.1	20.9	20.9	20.7	20.6	20.9	20.9	20.7	20.5	20.2

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。